

衆議院

商工委員会議録第4号

平成十一年十一月十一日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 中山 成彬君

理事 伊藤 達也君 理事 小林 興起君
 理事 河本 三郎君 理事 山本 幸三君
 理事 大畠 章宏君 理事 吉田 治君

理事 大口 善徳君

理事 小野 晋也君

理事 奥田 幹生君

理事 細谷 茂君

理事 古賀 正浩君

理事 田中 和徳君

理事 中山 太郎君

理事 村田 敬次郎君

理事 森田 一君

理事 渡辺 博道君

理事 島津 尚純君

理事 中山 義活君

理事 中野 清君

理事 青山 丘君

理事 藤井 裕久君

参考人 吉井 英勝君

経企画政務次官 通産政務次官
 通商政務次官

参考人 (法政大学総長)

参考人 (財団法人日本証券經濟研究所主任研究員)
 宮城県中小企業団体中央会長

参考人 (全国中小企業団体中央会
 常任理事)

参考人 (宮城県中小企業団体中央会
 会長)

参考人 (東成工業レクトロピーム株式会社代表取締役社長) 上野 保君

商工委員会専門員 酒井 喜隆君

参考人 (東成工業レクトロピーム株式会社代表取締役社長) 上野 保君

商工委員会専門員 酒井 喜隆君

委員の異動
十一月十一日

辞任 新藤 義孝君 渡辺 博道君 高木 義明君

同日 新藤 義孝君 渡辺 博道君 高木 義明君

辞任 新藤 義孝君 渡辺 博道君 高木 義明君

補欠選任 新藤 義孝君 渡辺 博道君 高木 義明君

同日 新藤 義孝君 渡辺 博道君 高木 義明君

から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。次に、議事の順序について申し上げます。まず、参考人各位からお一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。なお、念のため申し上げますが、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑することはできないことになつておりますので、御了承願います。

それでは、まず清成参考人にお願いいたします。

きょうの私の御報告はレジュメのとおりでござりますけれども、最初に基本認識をいたしまして、中小企業の評価といいましょうか、構造改革でありますとか新しい産業創出の先兵は中小企業、ベンチャーであるということを申し上げておきたいわけであります。それは、諸外国の統計等を見ておりましても、雇用増といいうのは中小企業、ベンチャーであるということを申し上げておきたいわけであります。それは、中小企業の経営革新の支援というのが中心的な課題になりますと、かく新しい産業創出の先兵は中小企業、ベンチャーであるということを申し上げておきたいわけであります。それは、中小企業の経営革新の支援というのが中心的な課題になりますと、かく新しい産業創出の先兵は中小企業、ベンチャーであるということを申し上げておきたいわけであります。

○清成参考人 法政大学の清成でございます。

本日は、参考人として法政大学総長清成忠男君、財団法人日本証券經濟研究所主任研究員紺谷典子君、全国中小企業団体中央会常任理事・宮城県中小企業団体中央会会長佐伯昭雄君及び東成工業レクトロピーム株式会社代表取締役社長上野保君以上四名の方々に御出席をいたしております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいたしましたが、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場

には収益性、成長性を持つているものも少なくないという、大変ばらつきの大きい存在であるということを申し上げておきたいわけであります。

さて、最近の先進国の中企業政策を見ておりますと、どこの国でも中小企業、ベンチャーの振興というのが共通の課題になつておいであります。

既存の大量生産工業が成熟化したということ、それから、生産機能が発展途上國の方にどんどん移行しているということがあります。

在していったかどうかというの非常に疑問でもあるわけあります。二重構造思想でありますから、したがって、政策目標というのは結果的是正、格差の是正、そしてグループ化ということです。競争制限的な政策手法といものをとつたということ。したがって、創業に関しては大変否定的な見方が強かつたわけあります。過小過多で、過ぎるから創業などはとんでもないという発想であつたわけであります。

しかし、実はこの基本法の思想というのは、昭和二十三年、一九四八年に制定されました中小企業設置法、これは市場経済を非常に重視しております、したがつて設置法の思想からはだんだん乖離していくたということが言えるわけであります。この設置法制定の前年、昭和二十二年には独禁法が制定されております。したがつて、市場経済の重視ということ、それから市場における権力の乱用禁止という政策思想から中小企業設置法もできておりまして、したがつて創業支援というのもうたつていています。

さてその後、こうした基本法体系からしますと、経済の実態が大きく変わってきたということがあるわけあります。

基本法の制定、昭和三十八年でござりますけれども、実は昭和三十八年から創業が活発化するわけあります。昭和三十八年から昭和四十五年ぐらまでの中間といふのは、創業が極めて活発であつたということであります。中小企業の成長と物の見方も変化するし、それから、基本法にもかかわらず、実際にはさまざまな施策が講じられてきたということがあるわけあります。

特に、九〇年代に入つてからは、基本法体系からしますとやや問題であろうかもせんけれども、創業支援でありますとか、あるいは中小企業創造活動促進法による政策が展開されたわけであります。

ありますまして、この政策は、私は非常に成功した政策だらうというふうに思つてゐるわけであります。中小企業の多様化が非常に進みまして、もはや一律に経済的弱者というわけではないというこことあります。むしろ最近では、中小企業の活力に着目する必要がある、ベンチャー企業の台頭に配慮する必要があるというように論調が変わつてきているわけであります。

今後、やはり市場経済の重視、企業家の自立性、自己責任を尊重すべきである、そして、自助の助成という政策の基調が重要であらうというふうに考へるわけであります。しかしながら、市場経済には欠陥もございます。市場の失敗ということがありますので、市場の補完ということで政策が必要であるわけであります。

そして、基本法体系からの転換ということで、過去の中小企業政策を見直すということが重要でありますので、平成六年から平成八年にかけまして二年ちょっとの間、中小企業の計画課で勉強会を開いたわけありますと、戦後の中小企業政策を絶ざらいして、全部洗い直したという研究会がございました。それから平成十年から十一年、昨年からことしにかけては、中小企業政策研究会、中小企業庁長官の諮問機関でありますけれども、そこでやはり過去の政策を洗つたわけあります。同時に並行的に、中小企業近代化審議会においても、そのアセスの円滑化を図る。中小規模であるがゆえに不利をこうむつているという面が存在するとすれば、それは政策的にカバーするということになるわけあります。

資金供給の仕組みといふのはだんだん整いつつある。十分とは言えないにしてもこれはいい方向に向かつていて。特に、これから直接金融が非常に重要ななるわけありますけれども、成長企業がございましても、過去の政策、政策効果の評価、これもかつてなかつたことだらうと思うのですが、一つ一つの政策の効果も測定したわけあります。

こうしたことを積み重ねまして、中小企業政策審議会では、基本法の全面改正が必要であらうという問題提起をしているわけであります。

今後必要な施策でござりますけれども、規制緩和等を進めまして、競争条件を整備する、機会の平等を保障するということが重要であらうと思ひます。そして、しかしながら、市場経済の重視に對応してセーフティーネットを用意するということが中政審の答申の中に盛り込まれてゐるわけであります。

ありますと、市場経済というのは、セーフティーネットの裏打ちがあつて初めてうまくワークするという側面があるわけであります。企業家の再挑戦の可能性を保障するような、例えば倒産関連の法律の整備などがありますとか、そして、より重要なのは、社会的にはパブリックドメインの構築、これは社会的にも配慮する必要があるというよう論調が変わつてきているわけであります。

今後、やはり市場経済の重視、企業家の自立性、さまざまな問題をカバーする地域的な仕組みが重視であるというふうに思つてますと、こういうものが地域レベルで準備されているわけであります。こうした制度につきましては、自治省の地域活性創出プランでありますとか、あるいは厚生省の地域福祉計画でありますとか、こういうものが地域レベルで準備されているわけであります。

そして、基本法体系からの転換ということで、過去の中小企業政策を見直すということが重要でありますので、平成六年から平成八年にかけまして二年ちょっとの間、中小企業の計画課で勉強会を開いたわけありますと、戦後の中小企業政策を絶ざらいして、全部洗い直したという研究会がございました。それから平成十年から十一年、昨年からことしにかけては、中小企業政策研究会、中小企業庁長官の諮問機関でありますけれども、そこでやはり過去の政策を洗つたわけあります。同時に並行的に、中小企業近代化審議会においても、そのアセスの円滑化を図る。中小規模であるがゆえに不利をこうむつているという面が存在するとすれば、それは政策的にカバーするということになるわけあります。

資金供給の仕組みといふのはだんだん整いつつある。十分とは言えないにしてもこれはいい方向に向かつていて。特に、これから直接金融が非常に重要ななるわけありますけれども、成長企業がございましても、過去の政策、政策効果の評価、これもかつてなかつたことだらうと思うのですが、一つ一つの政策の効果も測定したわけあります。

こうしたことを積み重ねまして、中小企業政策審議会では、基本法の全面改正が必要であらうといふ問題提起をしているわけであります。

問題は、企業家を支援する企業内外の専門人材が不足している。これは、中小企業の創業に当たつて、それを企業の中から支えるような人材でありますとか、あるいはまた外部から支援する人材が不足しているということがあるわけあります。

つまり、今、市場メカニズムのあらしめたいなことになつておりますと、ですから、通産省がいるは中小企業庁が、今までには言つてみたら保護、指導だつたんだけれども、これからは自立支援だとおっしゃつていて、それは、市場メカニズムの導入が必要、競争性の増進が必要といふ意味で極めて正しいのですけれども、ただ、それだけじゃ困るという部分があるということなんですね。そういう点から考えますと、市場メカニズムの横行というのが今回の不況をひどくした一つでもあるのではないかと思つてゐるのでございまます。

どうしてかと申しますと、市場メカニズムとい

打ちがあつて初めてうまくワークするという側面があるわけであります。企業家の再挑戦の可能性を保障するような、例えば倒産関連の法律の整備がありますとか、そして、より重要なのは、社会的にはパブリックドメインの構築、これは社会的にも配慮する必要があるといふように論調が変わつてきているわけであります。

○紺谷参考人 おはようございます。日本証券経済研究所の紺谷でございます。

○中山委員長 どうもありがとうございました。次に、紺谷参考人にお願いいたします。

大体予定された時間が参つておりますので、これまで私のお話をおしまいにしたいと思います。どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

うのは、やはり弱肉強食、優勝劣敗なんですね。ですから、アメリカなんかもそうなんですか? 一方で市場メカニズムによる効率性を非常に強く志向しながら、他方で市場のメカニズムからはじき飛ばされてしまうような弱者に対する手当てとか、それから一方で独禁法が非常に厳しいとか、そういう、市場の失敗の部分に関して十分な補完策をとっているということを学ばなくちゃいけないと思うのですね。

その点、日本の経済学者の皆さんには、極めて短絡的にと言つたら申しわけないんですねけれども、市場メカニズムさえ導入すれば、自由な競争さえ導入すれば万事がうまくいくみたいな極めて幼稚な市場メカニズム論を展開なさって、そのことが今日の不況にどれほど大きな痛手を与えたかといふふうに思つてゐるわけでございます。

例えば金融破綻に関して、金融ビッグバンというのが行われたわけなんですねけれども、こんな不況の真っ最中に、こんな金融不安のただ中で金融機関に競争させたら何が起きるかということでござります。

やはり自分が生き残りたいのですから、競争に負けたらば自分が敗退せざるを得ないわけですから、自分が生き残るために、率のいいお客様だけを手に入れようとするわけですね。これ以上不良債権ふやしてなるものかということで、中小企業ただいうだけでもう貸さないというような貸し借りに走つたり、あるいは詐欺同然の融資引き揚げまであったと言つてゐるわけでござりますけれども、でも、そういう形で、金融の面で非常に中小企業が苦しい立場に置かれたというわけでござります。

しかも、競争だ、自由化だと、市場メカニズムだというふうにおっしゃつていただけなんですね。けれども、でも、そういう中で、こういう弱者に対する保護ということを何も考えていないからです。

ユニークのように、互助会方式だということで税

を免除されているような、そういう、地域金融を守つたり業者金融を守つたりといふような組織だつてきちんとあるわけですね。それから、コミニティー・リンベストメント・アクトといふようなものがありまして、地域金融を守るとか、中小企業への融資の比率を一定量義務を課すとか、そういうような法律だつてきちんとあるわけでございます。

ところが、日本で行われた金融ビッグバン構想の中では、中小企業金融といふのはほとんど顧みられなかつたということがあるんですね。これからは中小企業を育てるのが何より大事だということは多くの国民の皆さん的一致した意見だらうと思うにもかかわらず、これから金融サービス向上させます、金融市場改革をやりますという金融ビッグバン構想の中に、中小企業金融といふのがほとんど論じられなかつたという問題があるわけです。

のみならず、むしろ今まで中小企業を育ててきた信用金庫とか信用組合といふような組織が、組合方式であるということの利点をなお明らかにするような方向で改正が行われたかといふと、全然逆でございまして、どうせ小さいんだから、もたないんだから、くつつけてしまえというような、とても乱暴な再編策がとられたわけでございま

うのが信用金庫、信用組合なんですね。
どうしてそれが可能かといふと、特定の地域、狭い地域に特化する、あるいは特定の業種に特化するということで、専門性を限ることによつて大金融機関も及ばないようなきめ細かな融資審査が可能であつたということです。信用金庫や信用組合はむしろそういうものをこれから育てましょう、中小企業活性化が大事だと言つたからそういう議論の方向であるべきにもかかわらず、そうならないなかつたということです。信用金庫や信用組合は日本では中小企業並みの税金を課されておりまして、それはアメリカと全く違うでござります。

上させます、金融市場改革をやりますという金融ビッグバン構想の中に、中小企業金融といふのがほとんどの論じられなかつたという問題があるわけです。
それから、金融学者とかあるいはマスコミ、識者の方たちが、だめな銀行はつぶしてしまえ、だめな銀行をつぶして効率的な銀行を残すことが日本金融サービス向上させるんだというふうにおっしゃつてゐたわけなんですけれども、でも、銀行をつぶしたら借り手が困るということへの配慮がほんとになかつたんですね。預金者については随分論じられましたし、当面は預金は全額保護するという施策もとられたわけなんですねけれども、銀行には借り手がついているということに関する御議論はほとんどなかつたわけでございま

す。
実は、最近の日本の市場といふのは外資系が暗躍しておりますので、日本の株価決定は外資だと言つてもよろしいぐらいなんですね。もちろんその半分以上は日本人の投資家だつたわけですが、それでも、非常に自信をなくしてしまつて、外資が売るんだつたら一緒に売る、買うんだつたら買うといふような付和雷同型になつてしまつたものですから、外國の思うがままの株価操作みたいな形になつてしまつたわけでござります。

それで、どんどん売り浴びせといふことありますし、なぜ長銀が日債銀より先につぶれたのかといふことを考えますと、長銀の株価の方が高かったからですよ。百円を十円にして九十円もうかるよりは、三百円を十円にして二百九十九円もうかつた方がいいという、ただただそれだけのことなんですね。だから、危ないというべきの中で最も優良なところからねらい撃ちするといふようなことだつて市場では起きたわけでござります。

それなのに、市場が判定を下したとか、市場がその存在を許さなかつたといふような、市場の暴力を許すような、そういう議論ばかりしてきたと

また、ペイオフについてもそうなんですかけれども、ペイオフをやることによって利用者の自立を促すというんでしようか、銀行を判断するようにしないといけないと。やはり消費者であろうとも銀行を選んで、それでしないと、いつまでも預金保護をしているということでは利用者のモラルハザードを招くというようなことも言われたわけなんですねけれども、公認会計士がだまされるような銀行の会計報告を読んで、どうやって中小企業とかあるいは一般の預金者が銀行を判断できるといふんでしょうか。これから財務の勉強、会計の勉強をしろといふんでしょうね。そんなんの不便さはありませんですよ。そのことに使う国民的なエネルギーということを考えますと、壮大なむだとしか言ひようがないんですね。どこが効率化なんだと思うわけございます。

そんなビッグバンだつたらやめてくれと言いたいぐらいなんでございますけれども、極めて安易に、ディスクロージャーさえすればいいんだみたいな感じになつていてるわけございますね。

ペイオフなんというものは自己責任だと言うんですけれども、そのために必要な啓蒙とか教育とかあるいはさまざまなインフラ整備、格付機関をもつと充実させるとかそういうことを一切しないまま、いきなり自己責任ということを突きつけられているのが日本の中小企業であつたり預金者であつたり投資家であるわけでございます。しかも、金融サービス法をつくるのをやめちゃおうかなんという御議論まで今どろになつて出ているという、とんでもない状態なんでございます。そういう金融の問題というのが極めて重要なんですね。

今度の中小企業基本法の改正案の中にも、例えば資金供給の円滑化ということで、金融の重要性ということはきちんと御指摘いただいているわけございます。すけれども、ただ円滑化と、まあ基本法なんだから仕方がないんですけども、具体的にどうするのかということをやはりお考えいただきたいと思うわけでございます。

それから、自己資本の充実ということをおっしゃっています、これは証券市場の問題と税の問題であろうと思うんですけども、税金の問題というのももう既に言い古された相続税の問題というのもあるわけでございますけれども、農業に関しては事業の継承を重視して、税の繰り延べとかそういう措置がとられているわけでございます。だとしたら、中小企業に対してもそういう配慮があつてしまかるべきと思うのでございます。

さらには、固定資産税など不動産の税金なんかございますけれども、日本では固定資産税の実質税率が非常に低い。外国に比べて非常に低いんだから、これをもうちょっと外国並みにしなくてはいけないんだということで、不況の真っ最中に土地、不動産の評価額を上げるというようなことをやつてしまつたわけでございます。ですから、不況の最中に固定資産税の負担額もふえるということになつていてるわけなんです。

そこで非常に重要なことは、税率という観点で国際比較をいたしますと、日本の実質税率が低いのは事実でございます。すけれども、税額という点から見たらどうなのかな。

私は二十年ぐらい前から各国の企業の資産の比較や何かをやってきてるわけでございますけれども、それでわかりますことは、日本の企業資産の中で土地のウエートが物すごく高いということがなんですね。それは地価が高いからなんでござりますけれども、同じ事業をやるんだつたらば海外の何十倍の土地の価格を負担しないと事業が始まらないし、継続できないということなんですね。そのための金利負担だって重いわけでございます。つまり、一時期、日本の土地の値段はアメリカの百倍だと言われたわけなんですかね。そのための金利負担だって重いわけでございます。

次に、佐伯参考人にお願いいたします。○佐伯参考人 私は、宮城県中小企業団体中央会の会長で、全国中小企業団体中央会の常任理事をしております佐伯でございます。

私自身は昭和四十三年に創業いたしました。光と電子の未来を開くということをモットーにしまして、電子応用計測器とか分析装置、いわば最先端といいますか、そういう技術の製造、販売を行つてある中小企業を経営しております。

まず、本国会が中小企業団体であるということです、小渕総理を初め、きょうお並びの先生方を始め皆が、現下の中企業が直面しているいろいろな諸問題を取り上げて、新しい世紀に向かいまして、中小企業の果たすべき役割をこれから論じるところに対しまして、まず敬意を表するものでございます。また、中小企業の一人として、実りのある論議のもとに法案が成立されることを期待しているものでございます。

現在商工委員会において検討している基本法の見直しに先立つて行われました中小企業政策審議

較をぜひ大蔵省にはおやりいただきたいと思うわけでございますけれども、そういう御議論も余り学者はなさらなかつたということがあるわけですね。

最近、外形標準課税の導入というようなことであります。かなり前から、赤字法人というのがある、働いてもない家族にお給料を払つてあるとか、あるいは自分たちの個人生活に使つた費用を会社のコストとして落としているじゃないとか、けしからぬというような議論がずっとあつたわけです。

確かにそういう企業がないとは言えないと思います。ですから、一方で、お給料ももらわずに家族ぐるみで一生懸命事業を行つてある町工場とか中小企業というのも非常に多いわけですね。個人業種も多いわけでございます。それなのにそういうマイナスのイメージばかり振りまかれているということでありまして、外形標準課税といふのがいすれば導入されるものであろうということなんですね。

そこで非常に大事かなと思うんですけども、なぜこの不況の最中にそういうことを議論するんですかといふふうに思いますし、絶対だめということは言えないんですけども、なぜこの不況の最中にそういうことをやるべきことの順序が違うんじゃないですかと

いうことです。そのために中小企業がとことん傷んできたということでありまして、税と金融といふのは非常に大事かなと思うんですね。

それで、中小企業ということでいいますと、かつてはみんなが弱かつたわけすけれども、これからは中小企業こそ大事という時代がやってくると思うんです。

どうしてかというと、昔は、大きいことはいいことだという時代だったんですよ。大企業が規模に物を販売して大規模生産をして、そのことに

品の時代なんですね。

人によつてぜいたくする場所が違いますから、マーケットはかつてのように大きくはないかもしれません。

それから、マーケット一つ一つは小さいんだけれども、消費者が欲しがるものをつけば高くてもちゃんと売れる、高付加価値でも売れる、そういう消費パターンになつてきてるわけでございます。それはまさしく中小企業の時代でもあるのかなということになります。

比較的御指摘が少ない点を中心にお話しさせていただきました。もう時間になつちやつたので途中で残念なんですかねども、後ほどまたお話しをさせていただけるチャンスがあるとうれしいなと思っております。

どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)○中山委員長 どうもありがとうございました。

○佐伯参考人 私は、宮城県中小企業団体中央会の会長で、全国中小企業団体中央会の常任理事をしております佐伯でございます。

次に、佐伯参考人にお願いいたします。

○佐伯参考人 私は、宮城県中小企業団体中央会の会長で、全国中小企業団体中央会の常任理事をしております佐伯でございます。

私は昭和四十三年に創業いたしました。光と電子の未来を開くということをモットーにしまして、電子応用計測器とか分析装置、いわば最先端といいますか、そういう技術の製造、販売を行つてある中小企業を経営しております。

まず、本国会が中小企業団体であるということです、小渕総理を初め、きょうお並びの先生方を始め皆が、現下の中企業が直面しているいろいろな諸問題を取り上げて、新しい世紀に向かいまして、中小企業の果たすべき役割をこれから論じるところに対しまして、まず敬意を表するものでございます。また、中小企業の一人として、実りのある論議のもとに法案が成立されることを期待しているものでございます。

現在商工委員会において検討している基本法の見直しに先立つて行われました中小企業政策審議

会に、委員の一人として参加をさせていただいておりました。この法案が同審議会の答申を踏まえて立案されたものとのことでございますので、私はとしては、まずもって基本的に賛意をあらわしたいと思います。できるだけ早く本国会で成立させていただきますようお願いを申し上げるものでございます。

せつかくの機会でございますので、基本法改正案及び新しい中小企業政策の内容に関しまして若干の要望や意見というものを述べさせていただきたい、かように思っております。

まず第一に、新基本法の第三条に示されております新しい中小企業政策の basic 理念ということをございます。

御存じのとおり、中小企業が、非常に多様な分野でいろいろ特色のある事業を行つておつて、我が国の経済の基盤を形成している、これはもう異論のないところだと思います。しかし、今後とも時代の変化に即応しまして創意工夫を生かして経営の向上を図る、それが我が国の経済の活力の維持とか強化に果たすべき重要な使命であると思つています。このため、中小企業者の自主的な努力、自助努力ですね、それと経営の革新、創業の促進、経営基盤の強化、それから環境変化への適用の円滑化など、こういうことは基本的に賛同しておりますけれども、こういうことは規定されておりますけれども、こういうことには基本的に賛同しているところでございます。

ただ、中政審の答申で、多様で活力ある独立した中小企業の育成、発展という表現でまとめておりますけれども、若干、創業者の支援が前面に押し出されている。ベンチャー企業云々、すると既存の中小企業はどうなるんだろう、配慮が弱まるんじゃないのかという心配が、一部誤解があるよういろいろな公聴会で私も承つております。私は審議にも加わつておりましたので、答申に示された新しい基本理念というのは、中小企業の経営資源というのはまだまだ確かに十分とは言えないと脆弱性を抱えておりまして、他方、しかし中企業は、機動性柔軟性、それから創造性といつ

た強みを發揮しやすいということも事実でございまして、それらの強みを發揮しやすい環境を整備する、そういう前向きな自助努力というものに対する支援策を示したことは重要だろうというふうに思つております。

ただ、運用面といいますか実際面としましては、創業支援のみならず、既存の中小企業、これが圧倒的に数が多いわけです。きょうの新聞でも、これからベンチャーとかなんかを何万社かつくろうとかいうのが日経に載つているのをちょっと見ていますけれども、九十万社とか百万社あるという既存の中小企業者、それらへの配慮といふうか、そこら辺の自助努力を円滑にやるために、個別的、具体的な展開に当たつての配慮というのがぜひ必要だろうというふうに思つております。

さらに、連携、組織化ということで、中央会というものはもともと組織化のための特殊法人でございますので、組合という結成ですね、それが、現在は、私ども宮城県も含めまして、任意グループあるいは非法人組織も含めた多角的な連携を行つております。新しい基本法でも、中小企業が相互に経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流、連携の推進、それから事業の共同化のための組織の整備を推進することというふうに規定されしておりますけれども、現在、世の中が非常に変化しております、組織化に対するニーズも多様化しております。

ですから、そういう意味で、お互いに中小企業が弱い経営資源を相互に補完する、それでその経営基盤を強化していくということは、これからも非常に重要なことであります。我々中小企業団体中央会としては、こういう多様化するニーズに十分対応できるように体制を整え、一生懸命努力をしているということなので、今後ともよろしくお願いを申し上げたいというふうに思つております。

これからの中企業の団体、それは、この団体法の改正がこれから行われると思うんですけれども、これは大蔵省とかなんかの関係があると思うのではありますけれども、ストックオプションの件とかエンゼル税制の改正、これらのこととも、今後上程の

も、事業協同組合あるいは協業組合の株式会社あるいは有限会社への組織変更を可能とする、これは非常に有効なことだろうと思いますので、ぜひ一日も早い成立を期待しているわけでござります。

現在、五方に近い協同組合が全国にあります。宮城県でも六百六十組合くらいあります。傘下企業が八万社、零細企業一人、二人を含めて、八万人くらいの組織の中で、協同組合の事業が円滑に、外部の資本調達とかそういうことも含めて、会社へ組織変更していく、こういうことが非常に有効であることは先ほども申し上げたとおりでございます。

株式会社は最低資本金の制限が一千万とか、有限公司が三百万とか、そういう規定がありますけれども、組合というのはそういう最低資本金の制約がございませんので、何人が集まつて、こういふことをやろうというふうなことでめどがついたら、すぐ株式会社に変更できる。これは非常に、ある意味では創業支援の具体的な方向の政策の一つだろうというふうに思つておりますので、ぜひこちら辺を御理解していただければというふうに思つております。

創業支援ということについては、私も創業時、

ベンチャーとか脱サラとかという言葉のない時代に始めたものですけれども、銀行を初め資金繰りについて非常に苦労して、現在またこういう大きな不況の中でいろいろな面で苦労しているわけ

でございますけれども、創業の促進のときに、先ほども紺谷委員が申されたように、特に中小企業の一番大きな面は資金の調達というふうなこと、もう一つは技術開発、さらに製品を商品にして売るためのマーケティング、市場開拓、そういうふうなことが、非常に中企業が基盤が弱いという意味で、そこら辺の強化、支援が必要だらうというふうに思つております。

これは大蔵省とかなんかの関係があると思うのではありますけれども、ストックオプションの件とかエンゼル税制の改正、これらのこととも、今後上程の

予定と聞いておりますので、いろいろな意味で速やかに実現をお願いしたいというふうに思つております。

それから、技術開発支援でござりますけれども、中小企業といえども、ベンチャーだけじゃなくて既存の中小企業でも、不断の技術開発が非常に重要であるということはもう大企業以上に必要なことでございますから、そのための経営資源の確保、技術の向上とか研究開発の促進ということが明記されておりますけれども、引き続き、中小企業の技術開発支援の充実強化ということをお願い申し上げたいというふうに思つております。この前もここでちょっと発言の機会を与えられましたけれども、日本版S B I R制度がスタートしておりますが、まだまだ私は不十分だろうと思つております。というのは、参加省庁も五省庁ぐらいで、百二十億ぐらいの予算しかないと思うのですが、アメリカが千七百億くらいですか、せめて半分、七百億以上のS B I R関連の予算といふことが私は必要であろうというふうに思つております。

さらに、もう時間が余りないので少しばかり思つております。

ますけれども、何回も言いますように、中小企業の資金の供給、そういうツールの多様化。最近、貸し渋りとか、テレビで言われております商工ローンの問題、これは本当に、困つてている零細企業と言つては悪いですけれども、深刻な問題だろうというふうな思いがいたしております。ですから、間接金融に依存している現実、これを、新しい施策の中でいろいろ、無担保社債の引き受けができるよとか、信用保証協会法の改正とか、そういうふうなことも今後具体的な政策の中ではひ促进を図つていくようにお願いを申し上げたいといふうに思つております。

最後になりましたけれども、中小企業の範囲の拡大とすること。

先ほども申し上げましたように、現在の物価水準、基本法ができた時代とはまるつきり変わつておりまして、それから業種が変わつております。

ソフトとかそういう面の産業がかなり発展してきており中で、資本金それから従業員の数、そういうふうなことをぜひ引き上げていただきたい、お願い申し上げたいところでございます。

その中でも、特に小規模の企業者についても、通産大臣が、近代化資金の貸付制度、これを、小規模事業者、二十人以下というふうにかなり焦点を合わせるというような配慮をなさるそうでございましたけれども、その辺もよろしくお願ひを申し上げたい、かように思っております。

最後に中小企業の予算でございますけれども、現在、国も県も財政的には非常に大変な時代になつてゐるということはよくわかりますけれども、しかし、我が国の中小企業の役割の重要性、そういうことに比べますと、現在の中小企業関係は一般歳出予算の〇・四%くらい、たつたの〇・四%という状況でございますので、地方財政とか自治体が苦しいといふことはわかりますけれども、もう目の前に迫つた二十一世紀において、中小企業が本当に経済のダイナミズムの源泉であるということであり続けるために、さらなる予算の拡充をお願い申し上げたいというふうに思つております。

ちょうど時間でございますので、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○中山委員長 どうもありがとうございました。

○上野参考人 東成エレクトロピームの上野でございます。このたび、中小企業基本法の一部改正の審議に当たりまして、参考人として意見を申し述べさせていただきます。機会を賜りまして、大変光栄に存じております。

私は、二十一世紀の中小企業に必要とされるものということで意見を申し述べさせていただきま

す。

一番目に、私どもの会社の概要について簡単に御説明申し上げます。

社名は、東成エレクトロピーム株式会社と申し

ます。業種は、電子ビームとレーザー加工をいたしております。本社は、東京の西多摩郡瑞穂町にございます。工場は、羽村市にもう一つございます。資本金は、一千万円の中小企業でございます。

昭和五十二年にオイルショックの直後に創業いたしまして、ことしで二十三年目を迎えております。

社員は七十名の物づくりの会社でございます。して、エレクトロニクス、自動車とその部品、半導体とその製造装置、それから航空、宇宙、そのほか機械あるいは鉄鋼、重工、こういう多くのお客様の研究開発あるいは試作をサポートする会社でございます。その中には量産に入つているものもございます。

二番目に、私どもの方に注文いたします発注者側の形態と構造変化ということでお話し申し上げてみたいと思います。

注文をいただきますお客様においては、パブルの崩壊後、リストラが進みまして開発とか試作関係の人手不足が大変進んでいます。それから予算も大変厳しい状況になりまして試作のスケジュールは大変厳しい、こういうふうにおっしゃいます。自動車産業を見られますように、下請構造の激変ということも起きております。

そういう状況の中で、三番目に、中小企業の受注形態の変化ということについてお話ししてみた

いと思います。

ことしの私どもの三月期の決算では、前年比二けたのマイナスでございました。大変厳しい状況でございまして、四月から七月ぐらいまでさらにマイナスが続いておりました。状況としては大変厳しい状況が続いております。物づくりの会社があるのはサービス関係の私どもが関係するいろいろな経営の方々にお聞きしましても、大変厳しい状況だ、こういうふうに申しております。

しかし、夏ぐらいから、今まで予算取りみたいな見積もりを前提とした引き合いで大変多かつたわけですから、最近は発注を前提とした見積りが大変多くなつてまいりまして、今受注の方

も少しずつ増加に転じております。私どもにとつては、大変うれしい状況がかかるに見えてきましたと

いう状況でございます。

四番目に、私ども中小企業の経営課題でござい

ます。

私ども中小企業も、世界の経済の中に組み込まれておおりまして、もうこれはいや應なしに、

国際競争の中で、品質とかコストの面で競争の中

に本当にさらされていいるという実態でございま

す。したがつて、このよだな状況の中で、私ども中

小企業としては、自社の持つてゐる技術とかノウハウを、あるいは製品をその中で磨き上げる必要

がある、こういう現実に直面しております。すな

わち、経営の革新と技術開発を目指すにはどうし

たらいいだろうか、こういう身近な課題であります。

それから次に、研究や開発に力を入れまして、

売り上げも伸ばしたい、それから利益も上げた

い、こういう本当に厳しい状況の中を生き延びることができない、連携をするというようなことが大変重要な課

題になつてございます。

それから次に、研究や開発に力を入れまして、

売上上げも伸ばしたい、それから利益も上げた

い、こういう本当に厳しい状況の中を生き延びる意

欲を、あるいは希望を強く持つてゐるわけでござ

ります。

それから、もう一つの中小企業の経営課題とし

ましては、事業の継承についての問題でございま

す。先ほどもお話をございましたけれども、税制の問題は、避けて通れない、中小企業に対する重要な問題ではないかなと考えています。特に未公開の評価というようなことも、ぜひ検討をお願いしたいというふうに考えております。

五番目に、二十一世紀に生き残る中小企業の戦略としての考え方でございます。

私は、一つ目は、自社の強みを磨き上げることによって、役に立つ会社、これが私ども中小企業

が目指す一つの方向づけではないかなと考えてい

ます。それは一つは、例えて申しますと、お客様から御注文いたぐるときに、私どもとすれば、社内事情というのがかなりの場面で出てまいります。社内事情を優先するような会社ではだめだというふうに私は考えて、それを実践しております。

二つ目は、産学官の連携でございます。

現在、私どもの多摩の地域には大変多くの企業が存在しております。東京の三鷹以西の方は多摩と言ふわけですから、そこ埼玉県さんの南西部でございますね、それから神奈川県さんの内陸部、県央部と申しますけれども、その地域ともござります。

そのは、産業それから大学がたくさん立地しております。四人以上の事業所で一万六千を超えます。それから、理系の大学が二十六校もござります。それから、製品開発型の中堅、中小企業といふのは二百五十社もあります。そのほか、基盤技術型の中小企業を含めまして、四人以上の事業所が一万余五百もあるわけでございます。

この地域の産学連携というのは大変注目されおりまして、関東通産局さんの大変大きな力入れによりまして、今、日本の一つのモデル地域として新しい産学連携を実践しております。

ここでの活動といいますのは、具体的にはネットワークをつくりまして、大学の先生方の研究のテーマとか、あるいははどういう先生方がいらっしゃるか、そういうことを盛んにPRをしていただきま

いう事態というのは大変私ども中小企業としては心強いわけでございまして、ぜひこういうことを推進していくようにお願ひしたいなというふうに考えております。

それから、私ども中小企業としましても、今まで大学の先生方というのはなかなか敷居が高いと思つてますので、私ども中小企業としても活動に先生方にコンタクトする。そして、産学連携の実を上げるということが肝要かと思っておりま

す。

それから三つ目には、公的な支援策の活用でございます。

平成十年度の補正予算から、中小企業者向けとしまして、数多くのメニューが出てまいりました。特に、中小企業の技術革新制度 日本版SB

I Rとして紹介されておりますけれども、スマート・ビジネス・インベーション・リサーチ、こう

いう全く新しい制度に私ども応募いたしました。

その中でも、やはり指導事項が入ってございまして、こういうところをしっかりとやります。

最近は評価が大変厳しくうございまして、ただ採択とか不採択ということじゃなくて、どういうところが問題である、あるいは採択されても、こう

いうところをちゃんとやってください、こういうことを書いてございますので、中央省庁の方々

の、あるいは現場でのやつておられることなど、この大変有効になつてきているというふうに私は思つております。

それから、私ども中小企業としては、やはりそういういいメニューができておりますし、公募にチャレンジするということがやはり大事なことでないかなというふうに考えております。

それと、政策金融と言われます金融の面では、私ども、中小企業金融公庫の役目というのは大変重要だというふうに考えております。創業して間もなく、長期の設備資金、運転資金をお借りしま

して、現在の新しい生産設備、工場建設なんかを進めでまいりました。大変にありがたい役割をしていただいているというふうに考えております。

それから、中小企業は、経営の革新とか新技術

を推進していくためには優秀な人材を求めております。しかし、これは中小企業が独自に採用するといふのは大変厳しい状況でござりますので、これからは、中小企業診断士の方々、あるいはプロのコンサルタントの方、税理士それから公認会計士の方々の指導を受ける場面というのが大変多くなつてくると思つております。中小企業として

は、自分の会社をよくするための指導を仰ぐわけ

ですので、これからはいいサービスを受けるためにもやはり受益者負担ということを考えていく必要があるのではないか、こんなふうに考えております。

四つ目は、私ども中小企業も、十年プランと私

は申し上げておりますけれども、やはり中小企業

は自分の会社をこうしたいんだという長期のコン

セプトを持つことが大切だということを考えています。

経営者の事業に対する思い入れを社員に話す、協力会社さんにも御説明し、それからファイナンス関係とかお客様にもお話しすることによりまして、夢の実現に向かつて、我が国の産業力

の活力と言われますその源泉となつて力強く生き延びていきたいな、こういうふうに考えております。

六番目に、中小企業政策への要望でございま

す。

事業所数で九九%を占める中小企業は、大変今

厳しい状況にあります。このよくな中で、中小企

業革新支援法というのは大変有効な法律だと

いうふうに考えております。東京地区では既に多くの方々が認定されております。しかし、地方へ行きますと、まだ地方の経営者はこのことについて余り詳しく知らない方々もおられますので、ぜひ

これからこの理念を踏まえまして、中小企業が

持ち前の行動力と決断力、そして連携を図りまし

て、来るべき二十一世紀に元気に生き延びてまい

りたいというふうに考えております。この法律が

一日も早く成立されるようにお願い申し上げま

ります。そのような制度の説明会というのを、

全国でぜひ進めていただきたいと思っています。

それからもう一つは、中小企業というのは、自

社の単独で新技術や新製品を開発することが大変

難しい状況にござります。公的なこういう支援策

を通じまして、足がかりにして、私どもは、こう

ただいているわけですから、ぜひこれを許します。

それから、中小企業診断士の方々、あるいはプロ

のコンサルタントの方、税理士それから公認会計

士の方々の指導を受ける場面というのが大変多くなつてくると思つております。

今現在、通産省さん初め五省庁さんの参考まで

ただいているわけですから、ぜひもと多く

の、全省庁さんに参加していただいて、予算規模

もアメリカの十分の一ぐらいでは本当につらいと

ころでござりますので、ぜひ大幅な増額をお願い

申し上げたいと思つています。

次に、この中小企業基本法についての評価でござります。

私は、中小企業政策研究会という中小企業庁長官の研究会のところから参加させていただいておりまして、全十二回ございました研究会に全部参

りまして、全十二回ございました研究会に全部参

りまして、夢の実現に向かつて、我が国の産業力

の活力と言われますその源泉となつて力強く生き

延びていきたいな、こういうふうに考えております。

そこで、この中小企業基本法についての評価でござります。

私は、自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

中小企業が我が国において大変に大切な、重要な役割を果たしてきた、そして今後もその役割を

果たすために私たちはどうしたらいいかというこ

とを論じてきたわけであります。今回の改正が三

十六年ぶりの抜本的な改正となるために、中小企

業者にとっては、この法案が、末端まで光を当てる

ございました。

商工委員会では、きのう、おとといと、この新

規則を果たしてきました。そして今後もその役割を

果たすために私たちはどうしたらいいかとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。

○小島委員 自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

中小企業が我が国において大変に大切な、重要な役割を果たしてきた、そして今後もその役割を

果たすために私たちはどうしたらいいかとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 どうもありがとうございました。

それからもう一つは、中小企業というのは、自

社の単独で新技術や新製品を開発することが大変

難しい状況にござります。公的なこういう支援策

を通じまして、足がかりにして、私どもは、こう

ただいているわけですから、ぜひこれを許します。

それから、中小企業診断士の方々、あるいはプロ

のコンサルタントの方、税理士それから公認会計

士の方々の指導を受ける場面というのが大変多くなつてくると思つております。

そこで、この中小企業基本法についての評価でござります。

私は、自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。

○小島委員 自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。

○小島委員 自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。

○小島委員 自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。

○小島委員 自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。

○小島委員 自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。

○小島委員 自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。

○小島委員 自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。

○小島委員 自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。

○小島委員 自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく

の意見が交わされ、きのうは夜七時まで、おと

といは六時までということで、大変に皆さん方が

勉強され、この問題に真剣に取り組んでいるとい

うことが私もわかりました。

○中山委員長 これより参考人に対する質疑を行

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許

します。

○小島委員 自由民主党の小島敏男でございま

す。本日は、参考人の皆様には、お忙しいところ

に私は思つておりますし、ぜひこれを推進してい

ただきたい。

まず、この中小企業基本法の関係について、かんかんがくがく</p

最初のお二人の方に御質問をさせていただきたいと思います。

その前に、私は埼玉県の熊谷の生まれであります。十七号の端の商店街の中で生まれ育ちました。そこで、市議会、県議会を経験し、ここまで来るのに二十九年かかりました。非常に長いことかかったのですけれども、今思ひ起こしてみると、市議会、県議会を通じて、商店街のこと、中小企業のこと、このことを私たちが真剣に取り組まなければ、ここまで政治活動は続けられなかつたのではないかということを自負しています。そういうことで、私そのものは商店街のこと、昔は肌で感じておりますし、零細企業の立場は私の立場そのものであるということを感じています。

きょうは幸いなことに、理事の皆さんにも感謝しなければならないのですけれども、私の誕生日なんですよ。平成十一年の十一月十一日ということで一が六つ並びまして非常にめでたいのですけれども、そのときには質疑の順番を与えていただきましたことに心から感謝を申し上げます。それも一番ですから。

そこで、清成参考人にお伺いしたいのですけれども、今までのお話を聞きますとベンチャーという言葉が非常に多く使われるわけでありますけれども、先ほど佐伯参考人がいみじくも言いました。どうもベンチャーが先走って、私たち中小企業は蚊帳の外になるのではないかというような危機感も持つておられる発言がございました。そこで、ベンチャーが先に出るということであつても、今回やはり商店街、中小企業、零細企業に対しても目が届くのであるということをぜひ参考人からもお話しいただきたいのです。

創業の促進が新たな政策体系の中に位置づけられており、そういう新規創業というのは経済の活性化にどのような役割を果たすか。それからもう一つは、今お話ししたしましたように、では商店街はどうなのか、零細業者はどうなのかといふことに対する光は、どの辺に新しい法案として支

えられるのか、この辺をお伺いしたいと思いま

す。
〔委員長退席、小林（興）委員長代理着席〕

創業の消極的評価ということで先ほども説明がありましたけれども、昭和二十三年の設置法の理念から乖離しているということでありまして、それが以來うたつておられるだけれども、皮肉なことです。そういうことで、私そのものは商店街のこと、昔は肌で感じておりますし、零細企業の立場は私の立場そのものであるということを感じています。

きょうは幸いなことに、理事の皆さんにも感謝しなければならないのですけれども、私の誕生日なんですよ。平成十一年の十一月十一日ということが六つ並びまして非常にめでたいのですけれども、そのときには質疑の順番を与えていただきましたことに心から感謝を申し上げます。それも一番ですから。

そこで、清成参考人にお伺いしたいのですけれども、今までのお話を聞きますとベンチャーといふ言葉が非常に多く使われるわけでありますけれども、先ほど佐伯参考人がいみじくも言いました。どうもベンチャーが先走って、私たち中小企業は蚊帳の外になるのではないかというような危機感も持つておられる発言がございました。そこで、ベンチャーが先に出るということであつても、今回やはり商店街、中小企業、零細企業に対しても目が届くのであるということをぜひ参考人からもお話しいただきたいのです。

創業の促進が新たな政策体系の中に位置づけられており、そういう新規創業というのは経済の活性化にどのような役割を果たすか。それからもう一つは、今お話ししたしましたように、では商店街はどうなのか、零細業者はどうなのかといふことに対する光は、どの辺に新しい法案として支

えられるのか、この辺をお伺いしたいと思いま

す。
〔委員長退席、小林（興）委員長代理着席〕

創業の意義といたことでございます。ようなことも聞いていますけれども、発言を聞いていて、歯切れのいい発言に、私ももっと長く話を聞きたいなという感じも受けました。

それから、紺谷参考人でございますが、漏れ聞くところによりますと、大変に大蔵キラーというようなこともありますけれども、発言を聞いていて、歯切れのいい発言に、私ももっと長く話を聞きたいなという感じも受けました。

今後の改正についてでありますけれども、先ほどお話を出しておりますけれども、中小企業はやはり金融と税制であるということが言われているわけであります。残念ながら、日本には創業を的確に把握する統計はございません。ございませんけれども、個人企業の数でありますとか法人企業の数から見ますと減少しておりますから、したがって、廃業が創業を上回っているということになります。

実は、これは先進諸国の中では全く例外的な現象であります。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、どこも創業は非常に活発であります。なかんずくアメリカ、イギリス、ドイツ。フランスの場合には若干ふえたり減ったりはしているのですけれども、今一番創業が活発なのがドイツであります。二番目がアメリカだと言つていいわけであります。ドイツの場合には十年ぐらいで創業が倍増しております。それから、アメリカの場合には倍増するのにやはり二十年ぐらいかかることがあります。

それで、この創業の意義といたことでありますけれども、これは、創業一般といふのと、イノベーティブな企業、革新的な企業の創業といふのでは、若干意味が違うであろうというふうに思いますが、あります。

ですから、商工ローンに対する論議といたることは、銀行がまた日栄等にお金を貸しているというふうに對して、非常な憤りを感じているわけですね。

ローンの考え方についてもお聞かせいただければありがたいと思います。

それから、時間がありませんので、ペイオフの話も出ましたけれども、そのペイオフの考え方。

今は、賛否両論、凍結すべきである、いや実施すべ

きであるということなんですか。私は基本的に佩用の創出に寄与するわけでありますけれども、必ずしも社会的大変革新といいましょうか、展開して影響を与えるということにはならないと思うのですね。

この創業一般と違つて、ベンチャーの創業といふことがあります。ベンチャービジネスというのは、実は私どもが三十年ほど前につくりましたジャパン・インクリッシュであります。それで、少なくともイノベーターとしての中小企業というようによく定義づけを行つたわけであります。それで、少なくともイノベーターとしての中小企業といふのが、あるいは国民生活の向上でありますとか、あるいは地域経済への貢献とか、いろいろな意味で社会的にインパクトを与え得るというふうに思つております。

なかなか、先ほども上野参考人からも御報告がありましたように、今、大変グローバルな競争の中でも日本の中小企業が戦つていかなければなりません。しかし生産機能はどんどん海外に流出していくといふことがありますと、やはりイノベーションを展開するといふことが非常に重要なことになりますと、サービス産業においても大変イノベーティブな中小企業の登場が要求されてい

ます。
経済化の関係がございまして、したがつて、サービス産業において新しいタイプの創業が非常にふえていく。しかしながら、このサービス産業においては、フランチャイズとかそういう形で、半ば独立性を失いながらも安定化を選ぶ、こういうタイプの創業も非常に多いのですね。特にアメリカの場合には、そういうものも相当に多いということがあるわけであります。これは、雇用の創出に寄与するわけでありますけれども、必ずしも社員の大変革新といいましょうか、展開して影響を与えるということにはならないと思うのですね。

この創業一般と違つて、ベンチャーの創業といふことがあります。ベンチャービジネスというのは、実は私どもが三十年ほど前につくりましたジャパン・インクリッシュであります。それで、少なくともイノベーターとしての中小企業といふのが、あるいは国民生活の向上でありますとか、あるいは地域経済への貢献とか、いろいろな意味で社会的にインパクトを与え得るといふふうに思つております。

なかなか、先ほども上野参考人からも御報告がありましたように、今、大変グローバルな競争の中でも日本の中小企業が戦つていかなければなりません。しかし生産機能はどんどん海外に流出していくといふことがありますと、やはりイノベーションを展開するといふことが非常に重要なことになりますと、サービス産業においても大変イノベーティブな中小企業の登場が要求されてい

ます。
実は、アメリカの場合に、八〇年代の初頭にド

ル高政策の中で大企業の空洞化が生じて、その間隙を縫つて新しい中小企業が数多く登場し、それ

が十数年たつて今大企業になつてゐる。シリコンバレーですね。情報通信産業という新しい産業を形成して、そして米国経済の復活に寄与した。したがつて、大企業ではなくてベンチャーが寄与した。このベンチャーの開発した技術が大企業導入され、例えば自動車産業ではサプライチェーンマネジメントといったようなものが展開されて復活するという、こういう関係でベンチャーが非常に重要である。

しかし、新規の創業ばかりじやなくて、佐伯さんの会社のような一定の歴史を持つてゐる企業の経営革新、これは私は第二の創業であろうということで、既存企業の振興ということも非常に重要なううに考えております。だからもう一点の零細企業の件でございますけれども、商店街に着目しますと、残念ながら大規模小売店舗が入っていない商店街というのほとんど没落状態にあるということになつております。これは、大規模小売店舗のシェアが反面高まつてゐるということでもあるわけで、しかも、大規模小売店舗が入らない商店街といふのがほとんど衰退といふことになりますから、今零細小売業については非常に厳しい状態にある。

これに対する政策というのは、今まで、商業集

積に着目する、商店街の再生ということに着目しているわけですから、これは横のレベルの政策なんですね。第二次の流通革命というのは、消費者とメーカーを流通業者がパートナー的に、垂直的に結びつける、コンピュータリゼーションとそれから配送、これをうまく連動させておられます。消費者から末端小売、それから中間流通、生産というバーティカルな構造を改善しないことには、商店街の再生とかあるいは零細小売業の再生というのは実はあり得ないというように思つております。

○細谷参考人 最初に一言だけ言わせていただき

たいのでござりますけれども、今回のこの改正がよくないと言つてゐるわけではなくて、大いにおやりいただきたいと思うのですね。ただ、旧来型の格差是正というよろうものに余り焦点が合わなくなつたというところがちょっと心配かなと思つてゐるだけのことございます。格差是正は、これまで最重要な柱でありましたけれども、今後も重要な柱の一つであり続けるであろうということでござります。

さて、貸し渋りについてなんですけれども、この貸し渋りというのは、やはり時ならぬときに銀行に競争を求めた。ただでさえモラルの低い銀行を育てておいて、モラルの低い銀行になりふり構ね貸し渋りに走るような、そういう金融ビッグバンをやつちやつたのが間違いだった。それで、金融改革の時期を誤つただけではなくて、中身が改革の名に値しないものであつたということを先ほど申し上げさせていただいたのでござりますけれども、ようやつと政治主導で、保証協会二十兆円とか、今度十兆円積み増していくなどといふことでありますけれども、学者と官僚の皆さんの御議論で足りなかつた部分を政治主導で補つていただけたということでありまして、今後もぜひ政治主導をお願いしたいと思っているのでござります。

これに対する政策というのは、今まで、商業集積に着目する、商店街の再生ということに着目しているわけですから、これは横のレベルの政策なんですね。第二次の流通革命といふのは、非常に大事ですし、今回の改正にもあるような証券市場の充実といふことです。もちろん、証券市場の充実といふことは、非常に大事です。もちろん、証券市場の充実といふことは、非常に大事なんだと思つてます。もちろん、証券市場の充実といふことは、非常に大事なんだと思つてます。もちろん、証券市場の充実といふことは、非常に大事なんだと思つてます。

貸し渋りの問題に関しては、例えば一番大事なのは、学者の皆さんにおつしやつてゐるような証券市場の充実といふだけじゃダメなんだと思うのです。もちろん、証券市場の充実といふことは、非常に大事です。そこで、今回の改正にもあるような証券市場の充実といふことは、非常に大事なんだと思つてます。もちろん、証券市場の充実といふことは、非常に大事なんだと思つてます。もちろん、証券市場の充実といふことは、非常に大事なんだと思つてます。

それでは、貸し手責任でございます。米国では書みたいものを出していかなければいけないわけですよ。そんなこと、とてもじゃないけれどもやつていらねないということですね。

不特定多数からそういうふうに資金調達するためには、それなりの資金がかかるわけでござりますけれども、まずは貸した側が融資という行為を使って経営に関与したその責任を問うものなんです。つまり、あのときだつて銀行の方だつたのでござりますけれども、

そういう意味で、貸し手責任というのをきちんとやつていく。

詐欺同然の融資引き揚げとか、従

来ずっと継続的にやつてきたお互いの暗黙の了解

があつたものをいきなり裏切るとか、そういうも

のはやはり金融機関としての役目を十全に果た

たとは言えないんだという観点から、貸し手責任

といふものをもうちょっと厳しく金融機関側に

迫つていただき、そういう方策もおとりいただきたいなと思うわけでござります。

それから商工ローンの問題なのでござります

けれども、商工ローンというのを二ツ三産業ですね、今はやりのすき間産業といいますか。

たとえば担保の話なんですけれども、担保割れな

んだから追加の担保を入れるというのが当たり前

のようになつておりますが、欧米では御承知のよ

うにノンリコース型といいまして、担保をとる段

階で、もういいよ、これで貸すよといつた銀行側

の判断というのがあつたわけでござります。

ですから、追加担保は求めないという形の貸し出しと

れるようなところにまで銀行が貸さないからこ

そ、消費者ローンも商工ローンも急成長してきた

ということでありまして、そこにきちんと手当て

をしていけば銀行だつて大丈夫なんですよ。

それが、最近はやらめつたら数が多過ぎると

いうことがありまして、そこにきちんと手当て

をしていけば銀行だつて大丈夫なんですよ。

それが、いつ金融再編という流れにあるわけなんですが、

一萬からの銀行があるのですよ。日本の方

がずっと少ないですよ。何を基準に数が多い少な

いというのか。

それから、合併して国際メガバンクができたと

いうのですけれども、国際メガバンクができてく

しかしたら多少はプラスがあるかなと思うのは、

国際メガ企業でございます。やはり、企業が大か

ら今まで、零細までたくさんあるように、それに対応した金融組織というのをおつくりいただかなといけないわけございます。国際メガバンクといいましても、三行統合なんて典型的なんですけれども、三行寄り集まつて、確かに情報投資とかコンピューター投資のコストは小さくなるかもしれませんですね。だけでも、調整のコストはどうなんだということです。

銀行なんというのは、書類から何から全部違うわけですよ。しかもプライドが高くて、御自分たちが一番お考えの方たちですね。結婚相手だって、ほれて一緒になつてもけんかの種が尽きないのに、ましてきのうまでライバル同士だった方たちが一緒になつてうまくいかどうかということでありまして、第一勧銀は二十年たつてもまだくしゃくしゃがとれない。今度懲りもせすによくなさうな調整のコストということを忘れてしまつて金融再編を進めていらした金融再生委員会というのは、ちょっと間違つていらしたんじゃないのかなと思うわけでござります。

大事なことは、きちんと二ーズのあるところに業務を行っていく。よく経済学者の皆さんも、売れるものをつくればいいんだよとおっしゃるじゃないですか。それなのになぜ金融問題となるとすぐ自己資本とか国際競争力とかそういう議論になつてしまふのか、おかしいと思うのです。二ーズのあるものを提供していくにはどの産業だって生き残つてはいる、金融だってそうなんだということをございます。ですから、その二ーズ過ぎてしまつて、今は低金利ですからよろしいですよ。だけて生き残つてはいる、金融に対してそうなんだとまじめにやつてね、というようなことがあると思うでござりますけれども。

その点に関して、商工ローンの問題で一つ言わせていただきたいのですが、商工ローンにもまじめな業者はいっぱいいるということです。町の貸金業者という方たちも、この苦しい中で一生懸命中小企業を支えて弱小の資金業者だつてたくさんいるのですよ。

ところが最近、不動産とか建設とかそういう金融関係にはお金を貸さないということになつております。なぜか銀行は、商工ローンには多額のお金を貸してくるくせに、そういう町の金融業者には貸していないのですね。言つてみたら仕入れができないという状態になつております。非常におり困りの方たちがいるのです。商工ローンの問題点というのはきちんと手当していだかないとけないので、それとも、商工ローンが脚光を浴び過ぎたために、町の金融業者皆いけないみたいで、商工ローン全部いけないみたいな、そういうことになつてしまふと困るのですね。

高金利の上限規制が、グレーゾーンがあつたりとかさまざまある問題があるので、それとも、高金利即いけないかというと、決してそうじやないのです。その問題も大事だと思うのです。どうしてかというと、一週間とか、場合によつては一日の金融をつけるというときに、低利ですと相手になれないのですよ。やはり最低限のコストというのがあるわけですね。

今、上限金利は金額に応じてということで三段階になつてるのでござりますけれども、期間に応じてというような考え方だつて導入されてしまふべきと思うのですね。ですから、やたら高金利いけない、低金利にすればいいんだということではなくて、リスクに見合つた、コストに見合つた金利であるかどうかという質の問題が大事だといふことなんですね。

このざくざくに上限金利をうんと低く抑え過ぎてしまつて、今は低金利ですからよろしいですよ。だけでも、将来、日本経済がまた復活して金利が高くなる時代に、それで手足を縛られて中小企業の金融がまたその面で損なわれるといふことのないようになります。しかも、アーリカがやりましたように、経営の健全性なんて何の関係もないなんという早期は正措置なんというのでは金融不安が静まつてから入れたものでございまして、金融不安のだからあんなことをやつたら何が起きるか、ちょっと想像力を働かせてみてよということなんでござります。

ペイオフの問題も、私は、金融学者の御議論はほとんどいうが、ことごとく間違つていて、言つてもよろしいと思うのですけれども、例えれば、先ほど申し上げましたけれども、自己責任

を追及するというのですけれども、自己責任だつたら、それをとるだけの情報の提供ですとかそぞういうさまざまなものが必要であるにもかかわらず、そういう形に全然なつていらないということですよ。

それから、自己資本比率規制やなんかもやはり同じような問題があると思うのですけれども、どうして地銀や第二地銀まで8%の自己資本比率規制でないといけないのでですか。だって、自己資本なんでもともとジャパン・バッシングだつて、これは周知の事実じゃないですか。国際的な業務を行つて銀行が8%というのはもう決まつたんだからしようがないとしても、国内でだけ業務を行つて銀行にまで8%を求めるなんというようなことを今この時点でやつてしまつたりしたものですから、なお貸し済りがひどくなつたということはないですか。

マスコミの皆さんも、規制緩和、規制緩和とおつしやつてゐるわけですよ。だとしたら、法的根拠のない過剰な規制に対し何で文句をつてしまふのか。柳沢さんの方針を越智さんがお見えになつたとなつたらば、守旧派だと業界寄りだとか改革路線の後退だとかといふような批判が随分新聞に載つたのでござりますけれども、とんでもないです。余分な規制をこれ以上する必要なんて全くないと思うのですね。

ですから、自己資本の問題というのも大いに考へていただきたい。もともと銀行の自己資本と銀行経営の健全性なんて何の関係もないなんという民主党は、中小企業政策を今私どもも勉強しておりますけれども、清成参考人、紺谷参考人にはいろいろと御示唆のある御意見をいただきましてありがとうございます。

○小島委員 どうもありがとうございました。

大変に、質問の仕方が悪かつたんだか反省していますけれども、清成参考人、紺谷参考人にはいろいろと御示唆のある御意見をいただきましてありがとうございます。

どうもありがとうございました。

○小林(興)委員長代理 それでは、吉田治君。

○吉田(治)委員 民主党的吉田治でございます。民主党は、中小企業政策を今私どもも勉強しております。今回、今回の国会に臨むに当たつて、やはり今までのような俗に言うばらまき的な中小企業政策はよくなない、やる気のある、これからつくろうという人もそうですし、現在その中小企業をやられている方にも、やる気のある方がもつともつとできる中小企業政策というふうなものをしていかなければならぬといふうに、強く訴えをしているところであります。

そして、今国会のこの中小企業基本法の国会論議を含め、この委員会質疑を眺めておりまして一言言えることは、非常に焦点がぼけているのではないかな、基本法は憲法みたいなもので、これを変えることのみにきゅうきゅうとして、本来であ

るならば、金融の問題であるとか税制の問題、はつきり言ってそのところも明らかになつて議論をしなければならないのが、どうもその辺が明らかにならずして、単に基本法の改正ということで終わつてしまつて、いるのではないか。特に、紺谷参考人のお話の中で、自由競争という形になつてきますと、私どもも昨日の質疑の中で、回収しやすいところから回収していくんだ、ということは、業績のいい会社からとにかく金融機関はむしり取つていくといふようなことをしていくと、ますます体力を弱めていくのではないか、そういうふうな話。それから、金融の問題に関しては、単に民間金融機関があつて、補完的な政府金融機関があつて、それで終わりであとは商工ローンというのはどう考えてもおかしいのじやないか、その間に、ハイリスク・ハイリターンかもしれないけれども、そういうふうな部分の金融といふものがあつていいのではないかというふうなお話等を質疑の中ではあります。

そこで、紺谷参考人。多分今で十二分に、しゃべり足らないという部分は補われたと思うのですけれども、あえて、金融というふうな問題の中で、

中小企業育成のための金融といふのは何なのかな。そしてもう一点は、税制といふことを先ほど言わされました。

○紺谷参考人 どうも申しわけありません。もうほとんどしやべらせていただいたかなとは思うのでござりますけれども。

やはり、中小企業金融といふことでありますと、中小企業に特化する専門金融機関といふのが必要であろうかなとは思うんですけれども、それができていないといふことが一番肝心だと思います。証券市場とか何とかといふ方向に話が流れているんですけれども、先ほども申し上げましたように、融資の充実といふことが一番大事だと思ふんです。そこが今までの金融の議論で最も落

ちていたところかなと思うわけでございます。

金融市場にも市場メカニズムをといふことなん

ですけれども、市場メカニズムといふのは、やは

り弱者をたたきつぶしてしまうというところがあ

るわけでございますから、米国のように中小への

融資をきちんと守るようにということでやつても

らいいなと思うんですね。

日本で、例えば消費者について申し上げます

と、子供にやるお年玉のお金がないから貸してくれんというと気が狂つていてるのかと思われて救急車を呼ばれちゃうかもしれないですねけれども、

米国では、クリスマスプレゼントのお金がないか

ら貸してくれと、いつ十分に貸してもらえるんだ

そうですございます。そういうきめ細かい金融とい

う形になつていてることをぜひひ見習つて

ほしいと思うんですね。市場メカニズムといつ

て、やたらめつたら自由競争を取り入れればいい

んだというような幼稚なやり方を決してアメリカ

はやっていないということござります。

それから、税制に関しましても、日本では今ベ

ンチャーだ、創業支援だといふ話になつて、それ

は全くそのとおりだと思うんですけれども、リス

クをとるという行為をきちんと評価するという形

になつていませんですね。もうけたかつたんだろ

うみたいな感じになつてゐるわけござります。

ですから、リスクをとるということは非常に

必要なことなので、だれかがリスクをとつて事業

転換をしてくれないと日本経済はもたないんだと

いうふうな、一般国民の皆さんに対する基本的な

情報啓蒙活動、教育啓蒙活動といふのはぜひひ

必要だらうと思うんですね。

○吉田(治)委員 ありがとうございます。

○吉田(治)委員 ありがとうございます。

後ほど時間があれば、紺谷参考人、マスコミに

非常によく出られて、やはり私たち議員といふの

だけがおかれただけがおかしいのではないか、そ

ういうふうに思つております。

どうも失礼いたしました。

創業支援といふのだったら、しつこいようでも申

しわけないのですけれども、やはり税金と金融と

いうのは非常に大事なんございまして、税制と

いうのもいろいろな問題点があるのござります

けれども、やはり一体化して、この基本法の精神

をさまざまに税法とか金融の関係に生かしてい

ただきたいとお願いしたいと思います。

どうも失礼いたしました。

○吉田(治)委員 ありがとうございます。

○吉田(治)委員 続きまして、上野参考人にお聞

かせをいただきたいのですけれども、上野参考人

もオイルショックの後に会社を起こされた。まさ

に今で言う、はやり言葉で言つたらベンチャード

ございますね。

いつもから出てきたのかなとふと思ひ返し

ますと、今から十五、六年前、たまたま私の妹が

短大を出るときの入社試験の模擬試験の中にベン

チャードという言葉が入つております。

それが今までの金融の議論で最も落

仕事をなさつている。

その中において私はばりお聞きしたいのは、

今回の中小企業基本法の改正は中小企業を助ける

ことになるのか、それともそうでないのかといふ

こと。そして、助けるためにはこういうふうな中

で何を盛り込んでいかなければならないのか。こ

の二点、お聞かせいただければと思います。

○佐伯参考人 今御質問いただきまして、この法

律が中小企業を本当に助けるのかといふうな御

質問だと思うのですけれども、私の考え方いたし

ましては、やはり本当の企業というのは、我々が

自助努力で、自分の責任で、自分でやるといふ

こと。そのためには税金をもらう

よ、所得がふえたんだから、資産があるんだから

という事になつております。今は公開時点

で株式を買った場合には税金を半分にしてあげよ

うねということはあるのですけれども、一遍に全

部放出するわけじゃありませんから、二回目以降

は普通の、ただただ株を買った投資家と同じ扱い

になつていいわけですね。それは変なんじゃない

でしようか。

創業支援といふのだったら、しつこいようでも申

しわけないのですけれども、やはり税金と金融と

いうのもいろいろな問題点があるのござります

けれども、やはり一体化して、この基本法の精神

をさまざまに税法とか金融の関係に生かしてい

ただきたいとお願いしたいと思います。

○吉田(治)委員 ありがとうございます。

○吉田(治)委員 振りましても、中央会

におかれで大変な御苦労をされて、取りまとめと

あるのではないかなといふふうな感覚にござい

ますので、もしも時間があれば後ほどと思いま

す。

○吉田(治)委員 本当にいつも中央会

にござりますけれども、例えは企業

にマスコミに振りまいたイメージでございま

て、企業といふのはただの箱、生産のためのシス

テムでござりますから、企業に対する課税とい

う視点が非常に強いのでござりますけれども、そ

れは、言つてみたら大蔵省が税金を強化するため

にオイルショックの後に会社を起こされた。まさ

に今で言う、はやり言葉で言つたらベンチャード

ございますね。

これ何と聞かれたときに、冒険するということかなあ、冒険企業かなあ、ひょっとしたらカヌーか何か売るところと違うかというふうな冗談話をしたのが十五年前。

今、そういうふうな認知度が高まってきた中で、実際御自身で企業を起された大先輩として、先ほどのお話の中にあつたかもしませんけれども、ベンチャー育成にとってこれがやはり一番大事だよというふうなものがありましたら、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○上野参考人 御質問いただきまして、ありがとうございました。

私が創業をいたしました昭和五十二年というのは、オイルショックの直後でございます。私のそのときの創業の考え方というのははつきりしてございまして、まず一つは、これだけ景気の悪い状況のときに創業すれば、はじめに仕事をやれば必ず、景気がよくなってきたら絶対よくなる、そういう確信を持っておりました。

したがって、私が先ほどから申し上げているように、今現在の中小企業の景気の状況というのは大変厳しいわけですから、しかし私は、一つは、新しく会社を起こすチャンスだらうというふうに私どもの仲間あるいは相談にお見えになる方々にも申し上げておりますし、いろいろな人たちが会社を起こすことの手助けのためのお話をしございます。

ただ、そうはいいましても、簡単なものではございません。最初の段階で、やはり資金を集めることで大変苦労いたしました。そのときに、自分が友人、そういう方々のお力をおりしめまして、資金を何とか集めました。そういうことで大変苦労されるわけです。

まず一つは、自分がどういうビジネスをやりたいんだということを、やはり事業に対する思い込みというのを強くすることが私は大切だと思うんですね。そういうやないと途中で挫折してしまうんですね。経営者自体が。これはしっかりと持つことだといふうに考えております。

それから、もう一つは、私自身が自分の心に決めたことで、二つ大事なことがあります。一つは、社員に対する給料の遅配、欠配は絶対しない、こ

う決めました。それから二番目は、金融機関からお金を借りるわけですね。そのときには必ず約定を交わします。いつ幾日から元本を幾らずつ返済します、金利は幾ら払いますということを決めるわけですから、それは絶対破らないというこ

とを私は二十三年間続けてまいりました。したがって、信用ということは、人間的にどうかといふことではなくて、むしろ社会的な信用というのは決めたことをきちっと守ることだ、こういうふうに私は理解しております。したがって、社長として、またその資質としましては誠実ということが非常に重要なことだと私は思っているんです。人と約束をし、それから人のために尽くす、そのことによって自分たちの企業が生かされるということだと思っています。

それともう一つ大事なことは、チャレンジをしていく。要するに、会社を起こすときも、今現に業を起こしている場合も、先ほどの零細企業とか小規模の企業の方々にも申し上げたいことは、やはり同じように経営者ですから、今の現状に甘んじないでぜひチャレンジをするという精神だと思いますし、もう一つ最後に申し上げたいのは、自分だけで悩まないで、いろいろな交流会に参画して、しかも自分から情報を発信していただきたい。そうすれば、いろいろな方々からまたいろいろな助けが来る、こういうふうに思います。

ぜひともそういうことで、私自身もそういう信念で会社を経営しております、どうぞよろしくお願ひいたします。

○吉田(治)委員 ありがとうございます。非常に示唆に富むお話を同時に、やはり一つなし得た方というのは、その精神というんですか、片仮名で言うスピリットというふうなもの、初めは、始め

えって重要じゃないかなと思うんです。

そこで、清成参考人にお聞かせをいただきたい

がつて、息子たちの進路選択に非常に真剣になつ

ている。それから、女性の場合に非常に就職が難しくなってきている、あるいは就職しても大企業

ということで、私どもの大学院に企業家養成

コースというのをつくりました、これは日本で第一号なんですか、毎年四、五倍の倍率で殺到するわけですね。ですから、企業家の道を選んでください、初等教育のときから重要なだというこの委員会での議論もございます。実際、御自身が大学生を指導されて、おまえ頑張って企業家になれと多分言われているんだと思います。決して、大企

業へ行けとか、役所の試験を受けると言うお方はいないと思うんですけれども、その辺、例えば今

の学生に対して何が必要なのか、また、それためには、大学だけじゃなくて教育全般にこういうことが必要だというふうなことがございましたら、ぜひともお聞かせをいただきたいと思います。

[小林(興)委員長代理退席、委員長着席]

○清成参考人 やはり、教育問題がこういうベンチャーとか中小企業の理解にとって大変重要なと

いふうなんということは全く思わなくなつてしまふう。そして大学に入つて、教育ママに、一流企業に勤めなさい、こういうような中で育つてくるわけですね。

しかし、私どもの大学でも父母会というのがあ

るんですが、学生諸君の進路選択は非常に難しくなつて、父兄会を開きますと、以前は母親が圧倒的に出席していたのが、最近は父親も一緒に来る。大体、団塊の世代なんですが、明らかに自信喪失なんですね。既存の経済的な仕組みがもう制度疲労に陥っている、銀行も含めて。した

いのかな。

何か、経営官僚と言われる官僚の皆さんに、特

に若手を中心にお聞くと、もうマーケット、マー

ケットばかり。これは私いつも言っているんですけれども、片仮名とアルファベットで三文字四文字になつたものというのには怪しげだ、こんなものばかりがはびこるようになつたらとんでもないと言つているんですけれども、市場マーケットメカニズムの補完といふうことに関しては、紺谷参考人としては、それは政治システムなのか、官僚システムなのか、学者なのか、それとも経営者の頭を変えていくことなのか。そういう補完をするための政策といふ流れというのはどういうふうなものなのか、何が必要なのか。ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○紺谷参考人 市場メカニズムというのは人類が発見した価格決定の仕組みとしては最良のものであろうとは思うのですが、それでも、だけれども、そもそも、完全なものじゃないということです。一〇〇%完全無欠のものじゃない。そんなことは三十年前のあの公害騒動で明らかなんですね。金融というものは不確実性を伴うということでありまして、経済学の教科書に出てる市場の失敗例のうちの一つなんですよ。経済学のイロハのイなんですね。そうであるにもかかわらず、そういうリスクを伴う将来の不確実性があるような金融市場に、市場メカニズムを導入すればそれで何でもかんでもうまくいくみたいな、そういう話になつてゐるわけでございます。

例えば、外資系は白馬の騎士みたいに言われましたけれども、御承知のように全然そういうじやなかつたということは明らかになつてきてるわけなんですねけれども、ああいう犯罪行為をしなくていいかも、例えばシティバンクは預金の残高が少ないお客様からは年間二万四千円の口座管理手数料を取つてゐるんですね。月二千円なんですね。今度東京三銀行が同じことをやろうといって、きっとあつたという間にほかの銀行も追随するであらうと思うんですね。

紙したいぐらいなんですかけれども、そんなことを書きますと週刊誌が騒いで営業できなくなってしまいますから、そうするかわりに、これは効率的な経営ですと言つて、小口と大口は分けて率の悪いお客様からは管理手数料をいただきますという形にしておるだけなんですね。それはそれで資本の原理でござりますから、いたし方のないことであらうと思うんですね。

されども、だとしたら、では過疎地の方々、零細業者の皆さん、低所得者の皆さんは金融サービスを受けなくていいのかというと、全然そうではないわけでござりますから、これからは市場メカニズムの時代だと言うのだつたら、まさしく政策補完というのは今から後の方が重要だということですね。ですから、政府系の政策金融も必要でありましょうし、今回みたいな非常事態ですと、融資保証のようなことをやりたいただくということも大事だと思うんですね。

大変申しわけない言い分でありますけれども、経済学者の皆さんは、平時と緊急事態との区別が一切おつきになつていなかつたと思うんです。御承知のように、昨年の夏から秋にかけては日本発の恐慌かと言われるような緊急事態であったわけです。それなのに平時と全く同じ御議論しかなきらなかつたということでありまして、言つてみたらば、日本は大あらしに巻き込まれているような状態だったんですね。

大あらしだつたら船頭だつておぼれると言われるような中で、だめな銀行はつぶせ、だめな企業はつぶせ、努力しない企業なんかはつぶれても仕方がないというようなことをおつしやつたわけなんですねけれども、合格ラインが物すごく上がつていたということなんですね。七十五点、八十点ぐらいになつちやつておられたわけですよ。

こんなにもうかつておられる会社があるじゃないかとおっしゃるんですかけれども、やはりいつの時代でも百点とれるところ、九十五点とれるところというのはあるわけでございます。されども、普通の人、普通の企業が普通の努力をして生き

紙したいぐらいなんですかれども、そんなことを書きますと週刊誌が騒いで営業できなくなってしまいますから、そうするかわりに、これは効率的な経営ですと言つて、小口と大口は分けて率の悪いお客様からは管理手数料をいただきますという形にしていいだけなんですね。それはそれで資本の原理でございますから、いたし方のないことであろうと思うんですね。

されども、だとしたら、では過疎地の方々、零細業者の皆さん、低所得者の皆さんは金融サービスを受けなくていいのかというと、全然そうではないわけでござりますから、これからは市場メカニズムの時代だと言うのだったら、まさしく政策補完といふのは今から後の方が重要だということなんですね。ですから、政府系の政策金融も必要でありましょうし、今回みたいな非常事態ですと、融資保証のようなことをおやりいただくことがことも大事だと思うんですね。

大変申しわけない言い分でありますけれども、経済学者の皆さんは、平時と緊急事態との区別が一切おつきになつていなかつたと思うんです。御承知のように、昨年の夏から秋にかけては日本発の恐慌かと言われるような緊急事態であったわけです。それなのに平時と全く同じ御議論しかなさらなかつたということでありまして、言つてみたれば、日本は大らしく巻き込まれているような状態だったんですね。

残つていける、生活を続けていけるというのが専門家の本業であるにもかかわらず、専門家が全く逆のことをおしゃつていただいていることでございます。六十点が本来は合格ラインなんですね。そういう普通の努力で普通に生活していけるという状態にはなかつたわけでございます。

今回の融資保証に関しては、暴力団にまで貸してじやないかと言うんですけれども、一〇〇%完全無欠の政策なんというのは、どこの国にだつてどんな時期にだつて決してないと言つてもよろしいと思うんですね。それは、中には失敗しちゃつて、そういうところに行つたでしよう。銀行のやり方はもちろん問題で、それは追及しなくちゃいけないと思いますけれども、でも、要するに許容範囲であるかどうかということだけなんですよ。失敗例を挙げて、だからダメだといったのではなくて、トータルな評価というのが必要だらうと思うんですね。

本当はもつと言いたいんですけども、時間にまたがつてしまいましめたからこの辺でやめさせていただきます。どうも失礼いたしました。

○吉田(治)委員 時間があればもつとお聞かせをいただきたいところですけれども、各参考人の皆様、本当にありがとうございました。時間ですのでも終わらせていただきます。

残つていける、生活を続けていけるというのが本来政治の役割でございますし、政治がおやりくだからなかつたらば、やつてよと言つのが専門家の仕事であるにもかかわらず、専門家が全く逆のことをおつしやつていたということをございます。六十点が本来は合格ラインなんですね。そういう普通の努力で普通に生活していくるという状態にはなかつたわけでござります。

今回の融資保証に関しても、暴力団にまで貸してじやないかと言つうですけれども、一〇〇%完全無欠の政策なんというのは、どこの国にだつてどんな時期にだつて決してないと言つてもよろしいと思うんですね。それは、中には失敗しちやつて、そういうところに行つたでしよう。銀行のやり方はもちろん問題で、それは追及しなくちゃいけないと思いますけれども、でも、要するに許容範囲であるかどうかかということだけなんですよ。失敗例を挙げて、だからだめだらたというのではなくて、トータルな評価というのが必要だろうと思うんですね。

○吉田(治)委員 時間があればもつとお聞かせをいただきたいところですけれども、各参考人の皆様、本当にありがとうございました。時間ですのとをおつしやつていたということをございます。

で終わらせていただきます。

方々が今十年続いた不況の中で一生懸命頑張っておられる。そして、努力していないところというのはもう既にないわけでして、既存の中小企業の皆さん、小企業の皆さんは本当に努力をしているわけです。

私は、ある零細企業の社長さんがおっしゃつていましたけれども、一たん業を立ち上げて従業員を抱えたなれば飛び続けなければいけないのだ、休むことはできないのだ、飛び続けるしかないのだ、そういうお話をいただきまして、私自身にも当てはめてみまして、政治家も飛び続けなければいけない、ともに頑張りましょう、こういうお話をしたわけです。

そういう中で、今回、中小企業基本法を三十六年ぶりに改正されるわけでござりますけれども、九九%という圧倒的な事業所数のシェアの中で、中小企業、零細企業が本当に元気になっていなければ、この長いトンネルを脱出することはできない。そういう点で、本当にきめ細やかな支援策というものを構築していくかなきやいけない、そういうことをつくづく思うわけでございます。

そういう点で、少し皆さんにお話を伺いしたいと思います。

一つは、紺谷参考人にお伺いいたします。

非常に地に足のついた、本当に現場をよく御存じの発想からの御意見であつたと思って、今ずっと感心をしておるわけでございます。

そういう中で、今、金融ビッグバンの問題につきましてもお話をございました。そして、小規模だとかあるいは中小でありますとか、そういう企業にとって本当に必要な金融もありますし、また、社会的弱者と言っている方等、一般の庶民の方にとつて必要な金融もある。特に、ライフライン、あるいは庶民のライフライン、こういうものをしっかりと支援していくかなきやいけない、大事にしていかなきやいけないとということを、私

方々が今十年続いた不況の中で一生懸命頑張っておられる。そして、努力していないところというのはもう既にないわけとして、既存の中小企業の皆さん、小企業の皆さんは本当に努力をしているわけです。

私は、ある零細企業の社長さんがおっしゃつていましたけれども、一たん業を立ち上げて従業員を抱えたならば飛び続けなければいけないのだ、だ、そういうお話をいただきまして、私自身にも当てはめてみまして、政治家も飛び続けなければいけない、ともに頑張りましょう、こういうお話をしたわけです。

そういう中で、今回、中小企業基本法を三十六年ぶりに改正されるわけでござりますけれども、九九%という圧倒的な事業所数のシェアの中で、中小企業・零細企業が本当に元気になつていただかなければ、この長いトンネルを脱出することはできない。そういう点で、本当にきめ細やかな支援策というものを構築していかなきやいけない、そういうことをつくづく思うわけでございます。

そういう点で、少し皆さんにお話を伺いしたいと思います。

一つは、紺谷参考人にお伺いいたします。非常に地に足のついた、本当に現場をよく御存じの発想からの御意見であつたと思つて、今ずつ感心をしておるわけでございます。

そういう中で、今、金融ビッグバンの問題につきましてもお話をございました。そして、小規模だとかあるいは中小でありますとか、そういう企業にとって本当に必要な金融もありますし、また、社会的弱者と言われている方等、一般の庶民の方にとつて必要な金融もある。特に、ライフラインキャッシングといいますか、中小零細のライフライン、あるいは庶民のライフライン、こういうものをしっかりと支援していかなきやいけない、大事にしていかなきやいけないとということを、私も本当に痛切にそう思います。

私どもの地元の信用金庫の方がおっしゃつてい

ましたけれども、信用金庫の私たちは一生懸命零細に貸しています、また零細に貰さなきや生きていけないのです、そのため一生涯やつていています、ですけれども、昨年以來の金融危機の中でいろいろな改革がなされたしわ寄せが来ておりまして、貸し済りすると言われても貸し済りせざるを得ない、そういうことをもつと国会で議論していただきたい、そういうお話をございました。

そのことにつきまして、紺谷参考人の御意見をお伺いしたいと思います。

○紺谷参考人 貸し済りというのは、先ほども申し上げましたように、金融機関が非常に傷んでいる中でいきなり競争を始めさせたということでありまして、言つてみたら、日本の金融機関といふのは過保護で甘やかされたおでぶな赤ん坊みたいなものだつたんですよ。全然鍛えられていないからたんですね。それで、うちの中をごろごろしまって、チャンバラごっこつしたことがない、そういう金融機関が育っていたわけなんですねけれども、そこにいきなり完全武装のしたたかな外資が土足で乗り込んでくるというような状況をつくりまして、さあ競争しなさいよ、負けたらあなたは死んでもらいますみたいな、そういう形になつたわけでござりますから、貸し済りが生じるのはやむを得ないかななどということです。

実は、アメリカは三十年前から、ヨーロッパの諸国、そのほかの国々というのは、イギリスは二十年前から金融ビッグバンをやってまいりましたて、改革というのは常にゲームの途中のルールの変更でございますから、必ずどこかしら割を食うところができるわけですね。そういうショックが少ないように、社会に与えるダメージが少ないようになります、改革のプラスの面だけができるだけ多く生かしていく様子、時間と時間をかけて改革を進めてきたわけでございます。つまり、景気が上り坂のときを見計らつてリストラとか効率化ということを進めてきたんですね。それでも貸し済りは起きたと言われているんです。

ところが、日本は大不況の真っ最中に、金融不

安の真っただ中で金融機関に競争を迫つたとい

いと思うんです。

そうじゃないと、今、中小企業の皆さんは、戦

後自分の五十年は一体何だったのかというよ

う

ことあります、弱者であるところの中小企業がはじき飛ばされるという状況をつくり上げてしまつたということですね。ですから、そこの大間違いというのがあるわけでございます。

でも、やはりその中で、先ほどから繰り返し申し上げさせていただいているように、中小企業金融というのはどういう形で維持していくのかとい

う御議論がほとんどされていないのです。それで、学者の皆さん方がおつしやつておられる非常にありきたりの、やれディスクロージャーだと、やれ証券市場の充実だとか、それで済んじゃつているんですけども、でも実は、やはり先ほどから

言つておる、範囲を限定することによつて、対象を絞ることによつて、大銀行も及ばないような専門性を發揮して、それで貸していく、そういうことをおやりいただくというのが一番だらうと思うんですね。

そのためには、やはり互助会方式の金融機関というのも選択肢の重要な一つにしなくてはいけない形が非常に明らかになつてゐるわけです。

それで、日本の場合は、先ほど申し上げましたが、税金も払つてゐるし、いろいろな規制もあつて、員外預金とか員外貸し付けの規制はあるものの、本来の互助会方式の有利性を生かすというような形に全然なつていませんので、ぜひぜひそこ

のところをもう一度一から出直すぐらいの気持ちで議論いただいて、どうやつて中小企業に金融をつけていくかということをお考えいただかないといけないと思うんです。でないと、冒頭に申し上げましたが、金融というのが中小企業にとっての大きなネックなんだということが目の前で物すごく明らかになつてゐるわけですね。それなのにそこのところの議論がきちんとされでないといふことであります、根本的なところに立ち返つて中小企業金融というのをぜひ御議論いただきたい

れてしまますとなかなか伸びていけないわけですから、ある程度強くなるまでは何とか守るとい

うことあります、稻の早苗だつて、きちんと育ててある程度やつてから田んぼに移すわけですね。その程度の配慮というのはぜひおやりいただきたいし、最も重要なのは金融だということでござります。

○大口委員 そういう中で、公的金融機関が、やはり大きな使命があると私は思います。

なかなか民間がついていっていないといふことは、一つは担保主義というのが大きいわけです。

担保がないと貸さない。公的金融機関も、もちろん国民の税金ですから配慮しなければいけないわけですから、中小企業というのはどうせ弱者なんだから要らないよというんだけれども、でも、社会というものは大から小までいろいろなものでつくられています。石垣だつて大きな石とつちやな石でつくられているわけですが、ちゃんとそれをきつとおきぎがいて、そして、土地だということをきつと判断して、そして、土地だということの大きさは、公的金融機関も、もちろん国民の税金ですから配慮しなければいけないわけですから、中小企業というのはどうせ弱者なんだから要らないよというんだけれども、でも、社会というものは大から小までいろいろなものでつくられています。石垣だつて大きな石とつちやな石でつくられているわけですが、ちゃんとそれをきつとおきぎがいて、そして、土地だということをきつと判断して、そして、土地だということの大きさは、公的金融機関も、もちろん国民の税金ですから配慮しなければいけないわけですから、中小企業というのはどうせ弱者なんだから要らないよというんだけれども、でも、社会というものは大から小までいろいろなものでつくられています。石垣だつて大きな石とつちやな石でつくられているわけですが、ちゃんとそれをきつとおきぎがいて、そして、土地だということをきつと判断して、そして、土地だということの大きさは、公的金融機関も、もちろん国民の税金ですから配慮しなければいけないわけですから、中小企業というのはどうせ弱者なんだから要らないよというんだけれども、でも、社会といふことは、一つは担保主義というのが大きいわけです。

担保がないと貸さない。公的金融機関も、もちろん国民の税金ですから配慮しなければいけないわけですから、中小企業というのはどうせ弱者なんだから要らないよというんだけれども、でも、社会といふことは、一つは担保主義というのが大きいわけです。

○大口委員 そういう中で、公的金融機関が、やはり大きな使命があると私は思います。

なかなか民間がついていっていないといふことは、一つは担保主義というのが大きいわけです。

担保がないと貸さない。公的金融機関も、もちろん国民の税金ですから配慮しなければいけないわけですから、中小企業というのはどうせ弱者なんだから要らないよというんだけれども、でも、社会といふことは、一つは担保主義というのが大きいわけです。

担保がないと貸さない。公的金融機関も、もちろん国民の税金ですから配慮しなければいけないわけですから、中小企業というのはどうせ弱者なんだから要らないよというんだけれども、でも、社会といふことは、一つは担保主義というのが大きいわけです。

ですから、中小企業というのはどうせ弱者なんだから要らないよというんだけれども、でも、社会といふことは、一つは担保主義というのが大きいわけです。

それで、日本の場合は、先ほど申し上げましたが、税金も払つてゐるし、いろいろな規制もあつて、員外預金とか員外貸し付けの規制はあるものの、本来の互助会方式の有利性を生かすというよう形に全然なつていませんので、ぜひぜひそこ

のところをもう一度一から出直すぐらいの気持ちで議論いただいて、どうやつて中小企業に金融をつけていくかということをお考えいただかないといけないと思うんです。でないと、冒頭に申し上げましたが、金融というのが中小企業にとっての大きなネックなんだということが目の前で物すごく明らかになつてゐるわけですね。それなのにそこのところの議論がきちんとされでないといふことであります、根本的なところに立ち返つて中小企業金融というのをぜひ御議論いただきたい

ね。

しかも、中小企業というのはハイリスク・ハイ

リターンでございます。その入り口の中で閉ざさ

れてしまますとなかなか伸びていけないわけ

ですから、ある程度強くなるまでは何とか守るとい

うことあります、稻の早苗だつて、きちんと育ててある程度やつてから田んぼに移すわけですね。その程度の配慮というのはぜひおやりいただきたいし、最も重要なのは金融だということでござります。

そういう点で、そういう若い人たちを、創業も

大事ですが、今の既存の企業も、廃業に陥らないでずっと続いていることも大事です。そのあたりのソフトの支援といいますか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

そして最後に、清成参考人につきましては、マサチューセッツ工科大学のレスター・サロー教授も「富のピラミッド」の「日本語版によせて」という中で、「知識主義経済の果実を得られるようには、日本は二つの問題を解決しなければならない。教育制度を変え、そしておそらくは社会の態度も変えて、技術の大きな飛躍を生み出すような創造的思考を促すようにしなければならない。アメリカでは、ハイテク関連のベンチャーエンタープライズが十社のうち九社が失敗する。失敗を許容する姿勢がなければ、成功は生まれない。挑戦して失敗したものが復帰して、キャリアを築いていくように、社会制度をつくり変えなければならぬ」とも提言しております。

○佐伯参考人 今、御質問でございますけれども、我々中小企業にとって、確かに去年の二十兆円の特別融資、これは非常に助かった。これがなかつたら、何とか、何万社か、本当に努力しているところがだめになつた可能性が救えた。ただ、マスコミとかなんかでは別な批判もあるやに聞いていますけれども、中小企業の現実から見るとこれは非常に有効な策であるし、今先生御指摘のように、これらの十兆円の特別枠の追加、これまた、これから年度末といいますか、年末を迎えて相当有効な施策になるだらうというふうに大いに期待しています。また、これについては、我々中小企業の団体としても感謝を申し上げたいというふうに思つております。

それからもう一つ、金融機関の融資の関係で、担保力が非常に弱い、これは本当にそうでござりますて、その中に、我々も上野さんもそうですが

れども、技術系の会社が技術特許を持つている、無形の財産を全然認めてくれないということは、あたりのソフトの支援といいますか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

そこで最後に、清成参考人につきましては、マサチューセッツ工科大学のレスター・サロー教授も「富のピラミッド」の「日本語版によせて」という中で、「知識主義経済の果実を得られるようには、日本は二つの問題を解決しなければならない。教育制度を変え、そしておそらくは社会の態度も変えて、技術の大きな飛躍を生み出すような創造的思考を促すようにしなければならない。アメリカでは、ハイテク関連のベンチャーエンタープライズが十社のうち九社が失敗する。失敗を許容する姿勢がなければ、成功は生まれない。挑戦して失敗したものが復帰して、キャリアを築いていくように、社会制度をつくり変えなければならぬ」とも提言しております。

○佐伯参考人 今、御質問でございますけれども、我々中小企業にとって、確かに去年の二十兆円の特別融資、これは非常に助かった。これがなかつたら、何とか、何万社か、本当に努力しているところがだめになつた可能性が救えた。ただ、マスコミとかなんかでは別な批判もあるやに聞いていますけれども、中小企業の現実から見るとこれは非常に有効な策であるし、今先生御指摘のように、これらの十兆円の特別枠の追加、これまた、これから年度末といいますか、年末を迎えて相当有効な施策になるだらうというふうに大いに期待しています。また、これについては、我々中小企業の団体としても感謝を申し上げたいというふうに思つております。

○上野参考人 今、御質問をちようだいしましました。この質問の内容というのは、大変私は重要な内容だと認識しております。今、中小企業で、三代目とか四代目の方々が創業の後を引き継いで、事業が大変厳しく、なかなか自分しさを出していくというのが大変嚴

しいというのは、私も全国に、いろいろな商工会で直接帝王学をお聞きするというのも大変大事なんだけれど、まず政府系の金融機関がそこら辺を最初にやるべきだろうというふうに思いますので、ぜひそこら辺を、中小公庫とか何かのいろいろな制度がこれからできるようには聞いていますけれども、私の考えとしましては、実際の窓口の担当者にそれがぜひ徹底するように。

○佐伯参考人 今、御質問でございますけれども、我々中小企業にとって、確かに去年の二十兆円の特別融資、これは非常に助かった。これがなかつたら、何とか、何万社か、本当に努力しているところがだめになつた可能性が救えた。ただ、マスコミとかなんかでは別な批判もあるやに聞いていますけれども、中小企業の現実から見るとこれは非常に有効な策であるし、今先生御指摘のように、これらの十兆円の特別枠の追加、これまた、これから年度末といいますか、年末を迎えて相当有効な施策になるだらうというふうに大いに期待しています。また、これについては、我々中小企業の団体としても感謝を申し上げたいというふうに思つております。

○上野参考人 今、御質問をちようだいしました。この質問の内容というのは、大変私は重要な内容だと認識しております。今、中小企業で、三代目とか四代目の方々が創業の後を引き継いで、事業が大変厳しく、なかなか自分しさを出していくというのが大変嚴

事に出す方の方々が大変困つておられるという現実を感じております。それは一つは、物づくりの重要な部分でございます生産技術といふところが、大企業の場合はちょっと弱体化しているんですね。疲弊しているという言い方の方がいいかもしれません。そうしますと、大企業の方々は、今まで自分のところで全部研究開発をおやりになつておられたのが、重要な技術は、あるいは加工においては、アウトソーシングするというような時代になりました。しかし、それだけでは、親子の関係がありまして、適切なアドバイスをしていくんですけれども、どうしてもそういう感情が入つてしまつて十分に入り切らないということがありますので、自分の人生の師匠となるような、そういう社長を見つけてくださいというふうに私はアドバイスしております。

○佐伯参考人 今、御質問でございますけれども、我々中小企業にとって、確かに去年の二十兆円の特別融資、これは非常に助かった。これがなかつたら、何とか、何万社か、本当に努力しているところがだめになつた可能性が救えた。ただ、マスコミとかなんかでは別な批判もあるやに聞いていますけれども、中小企業の現実から見るとこれは非常に有効な策であるし、今先生御指摘のように、これらの十兆円の特別枠の追加、これまた、これから年度末といいますか、年末を迎えて相当有効な施策になるだらうというふうに大いに期待しています。また、これについては、我々中小企業の団体としても感謝を申し上げたいというふうに思つております。

○上野参考人 今、御質問をちようだいしました。この質問の内容というのは、大変私は重要な内容だと認識しております。今、中小企業で、三代目とか四代目の方々が創業の後を引き継いで、事業が大変厳しく、なかなか自分しさを出していくというのが大変嚴

しいというのは、私も全国に、いろいろな商工会で直接帝王学をお聞きするというのも大変大事なんだけれど、まず政府系の金融機関がそこら辺を最初にやるべきだろうというふうに思いますので、ぜひそこら辺を、中小公庫とか何かのいろいろな制度がこれからできるようには聞いていますけれども、私の考えとしましては、実際の窓口の担当者にそれがぜひ徹底するように。

○佐伯参考人 今、御質問でございますけれども、我々中小企業にとって、確かに去年の二十兆円の特別融資、これは非常に助かった。これがなかつたら、何とか、何万社か、本当に努力しているところがだめになつた可能性が救えた。ただ、マスコミとかなんかでは別な批判もあるやに聞いていますけれども、中小企業の現実から見るとこれは非常に有効な策であるし、今先生御指摘のように、これらの十兆円の特別枠の追加、これまた、これから年度末といいますか、年末を迎えて相当有効な施策になるだらうというふうに大いに期待しています。また、これについては、我々中小企業の団体としても感謝を申し上げたいというふうに思つております。

○上野参考人 今、御質問をちようだいしました。この質問の内容というのは、大変私は重要な内容だと認識しております。今、中小企業で、三代目とか四代目の方々が創業の後を引き継いで、事業が大変厳しく、なかなか自分しさを出していくというのが大変嚴

先生がおっしゃられたソフトな連携、あるいはソフトなところへの支援策というのは、これからぜひ御検討をお願い申し上げたいなと思つております。

○清成参考人 先ほどレスター・サロー教授、ベンチャードは非常にハイリスクである、十社に九社が倒産という、それは、ベンチャーキャピタルが投資した場合に十社に九社がつぶれるということで、ベンチャードの成功率というのは恐らく千に一社もないんじやないかという、そのくらいの成功率の低さなんですね。したがつて、再挑戦あるいはもう何回でも挑戦する、こういう風土をつくつていかなければならぬわけあります。

それと同時に、先ほど私、時間の関係で余り十分に申し上げられなかつたんです、ベンチャードはもう一つの役割が社会的にあると思うんです。それは、先ほどから紺谷参考人が経済学者批判というのをしておられますけれども、実は私も経済学者ですけれども、紺谷参考人が批判しておられるのは主流派経済学という、いわゆる新古典派の経済学なんですが、市場経済を非常に重視するんですね、市場経済、市場経済と。

そうしますと、優勝劣敗が起つて脱落者が当然出てくる、それから所得格差が開く、貧困層もふえてくるということがあるわけですね。日本では主流派経済学者は、シリコンバレー、市場経済評価といふのは非常に強いんですけども、実際には、シリコンバレーの中にイーストパロアルトというところがあるんですね。高失業率で犯罪地帯なんですね。しかしその場合に、実は成功した企業家たちがボランティアで財團をつくつて地域問題の解決に当たる。先ほど私がパブリックドメインと言つたのは、そういう現象を指すわけなんですね。成功した企業家たちが、実はここに一つ報告書があるんですが、「ギビング・パック・ザ・シリコンバレー・ウエー」、シリコンバレー方式なんですね。ギビング・パックというのは、もうけた企業

家たちが地域貢献をしようじゃないか、環境問題から教育問題、福祉の問題、これを解決しようじゃないかということで、一種のボランティア主義といふんでしょうか、そういうものをつくつていこうと。

実は、シリコンバレーにはそういう非営利組織

がたくさんあるんですね。日本にはそういう社会的な安定を図る仕組みが欠落したまま、経済学者が市場経済、市場経済と言っています。シリコンバレーを見なさいと言うんですが、シリコンバレーの市場経済を支えているのは、実はこういう非営利組織が支えているということですね。

先ほど私は、自治省の政策とか厚生省の御政策ということを申したわけですから、地方自治体とかあるいは地方の中小企業団体とかそういうところが協力して新しい地域社会を構築していく、それが私はやはりベンチャードに対する社会的なセーフティーネットだらうというよう思つております。

○大口委員 どうもありがとうございました。

○中山委員長 塩田晋吾。

○塙田委員 四人の参考人の皆さん方、非常に有益な御意見を賜りましてありがとうございます。

お一人お一人にお聞きいたしまして、まことに適切な御意見であると思っております。私も全く同感でございまして、清成参考人の御意見に全く賛成でございます。そして、今や基本法の体系もそういった観点から法改正をしなければならぬということ、我々はそれを痛感しておりますところで、今回の基本法の改正に基本的に賛成するわけでござります。

ベンチャード企業あるいは創業に対する支援、これが必要であり、また、諸外国においても先進諸国においても、それが重視されて運用されている

通産大臣は、日本経済の活力の源泉は中小企業である、こういう認識を言わされました、私は、日本経済の主力、これは中小企業である、そして今や日本経済の主役であるんだという考え方で審議をつとけてきたところでございます。

我が国の中小企業というものは、参考人も言わされましたように、二重構造というところが從来あつたわけでございますが、私は、これはもう以

前から間違いであると主張しておつたわけでござります。

二重構造で、強者と弱者、弱者は保護すべきである、そして過小で過多である、したがつて過当競争があるからこれを排除しなければならぬ、協同組合をつくつて対抗しなければならぬ、こういった思想であつたかと思います。これが主流であつたと思うのですが、清成参考人が指摘されましたように、我が国の中、中小企業政策の中でも、中

小企業厅の設置法に市場経済重視という観点があつたということ、そしてまた独禁法の制定とともに、やはり企業の独立性ということが設置法で

うたわれておりますから、そういつた考え方もあつたことはあつたわけでござりますが、日本の中小企業というのになぜそれだけ活力があり、大きな力を発揮したかといいますと、やはり市場

性、自由な市場競争、それが最も特徴的である

もちろん、強者もでき、弱者もできて問題はあつたわけでございますが、非常に生き生きと

て中小企業が今まで日本の経済を推進してきた、この事実を、やはり本質的に日本の中小企業と

らえなければならない、このように思うわけでございまして、清成参考人の御意見に全く賛成でござります。そして、今や基本法の体系もそういっただけで携帯電話があれほど、何千万という数に

一挙に拡大して、そういう事業も起つておる。

それに関連する事業も中小企業で起つておるということです。また、サービス関係につきましては、労働者の派遣業、こういったものを規制緩和することによりまして、今なおそういう企業が急速に発展をしておりまして、今なおそういう企業が進んでおるわけでござります。また、SOHOなんかの動きもありますし、衛星を使った自宅での就業、こういったこと。あるいは企業も、情報通信の発展によりましてかなり中小企業が息づくということが考えられるわけでござりますが、こういった規制緩和について、今までのもの以外に、以上に、そういう分野は何かないものでしようか、お伺いいたします。

○清成参考人 規制には経済的規制と社会的規制があるわけでござりますけれども、実際には、社会的規制という名のもとに、実情、利権を守る

いう形で経済的規制をやつてしまつて、これが緩和されたらいいかという場合に、そもそも規制緩和というのは必要条件であつて、十分条件ではないというふうに私は思つてゐるのですね。

といいますのは、規制が緩和されたらすぐニュービジネスが出てくる、ベンチャードが出てくるとい

うことかどうかといふと、そうではないのですね。つまり、社会的なニーズのある分野に規制が

あつたという場合に、まず、規制をはねのけよう

と思ってそこにベンチャーガ登場してくるのですね、そして、規制を緩和しろという要求が起つてくる。こういう順序のものが非常に多いのですね。人材派遣業であるとか、あるいは航空に関する規制の緩和とか、ああいうものを見ていてもそ

うなんですね。

したがって、社会的ニーズですね。どんな二一
ズがあつて、それを実現するときにはどんな規制があつてそれを抑えているかという、これは企業家の側の主張に真剣に耳を傾ける必要があるだろ
う。自分はこういう分野でこんなビジネスをした
いと思つているのにという、その声がなかなか浮
かび上がつてこないのですね。抽象的に規制の側
から接近して見ても、よくわからないということ
が随分あるのですね。

ですから、規制で困っている中小企業、あるいは規制を緩和したらこんなビジネスができるのに
といふ、そういう声をくみ上げるような仕組み、
これをつくることが大事ではないかというふうに
私は思つております。

○塩田委員 先ほど携帯電話の例を申し上げました
が、本当にちょっとの電波の緩和であればどの
ことが起こる。これは一つの特徴的な例でござい
ますが、ほかにもいろいろあるのではないかと思
うのですね。

しかし、余り緩和緩和としますと、これまた非
常に弊害も起りますね。例えば、タクシーを規
制緩和してだれでも参加できるということにしま
すと、これは一定の場所的な制約がありますか
ら、大変な過競争になり、またいろいろな不便
が起こること。これはほかにもそういう例
があると思うのですね。だから、規制緩和もち
ろん基本的には必要であり、また撤廃すべきもの
はすべきだと思いますが、やはりそういった弊害
というものを十分に見ながら、これを緩和してい
く必要があると思います。

それはそれといったまとして、次に、紺谷参考人
に対しましてお伺いいたします。

一つは、税制の関係でございますが、中小企業

の業者にとって非常に関心の深い承継税制です
ね。これにつきましてお触れになりましけれど
も、諸外国と比較して、我が国の承継税制、これ
は随分昔から言われておりますけれどもなかなか
進まない。今回一挙に進むかと思うのですけれど
も、この承継税制についてお伺いいたします。

○紺谷参考人 証券税制というのは非常に重要な
ものでございまして、今まで比較的にごく小さな
零細企業に対する手当てについてお話をさせてい
ただいたんですねけれども、当然のことながら、一
方でベンチャーや中堅企業というのも重要な
柱になつてくるわけでござります。証券市場を育
成することによって中堅企業の資金調達の道を広
げるということも必要不可欠な政策でございまし
て、それはぜひおやりいただきたいといけないと
思ふんですね。

そういたしますと、日本の証券税制というの
は、基本的にはもうかることはいけないことだ
いたい形で……(塩田委員「ちょっと待つてください。
承継税制、相続の関係です」と呼ぶ)承継税制、
失礼いたしました。

では、承継税制、相続税のことなんですか
も、相続税に関しては、もう既によく知られ
ておりますように、日本の相続税率は非常に高い
です。最高税率七〇%ですね。だけれども、米国
は五五%ですし、ドイツは三〇%ですし、英仏と
いうのは四〇%でございますね。財産があるのは
けしからぬというような感じになつてゐるわけ
でございます。

実は、これから高齢化社会を控えて資産形成
というのはとても大事なんですか、資産を
ためた人は罰金のようにたくさん相続税をとられ
てしまうみたいな形になつてゐるわけでございま
す。その辺、税制全般を見直さないといけないと
思ふんですね。

して、いただかないといけないと思うんですね。
ところが、先日もある新聞に載つたのでござ
いますけれども、最高税率を払つてゐる人はほん
の十数人しかいない、だから構わないんだと言
うけれども、七〇%を払つてゐる人はそうか
もしれないですね。そういうマスコミの
人はおいでなわけです。そういうマスコミの
御議論というのが随分大蔵省に味方しちゃつて
いるなという気がするのでござります。

少なくとも各中小企業の皆さんのお伺
いしますと、相続税が大きな悩みの種なんです
ね。そのところはぜひ改革しないといけないと
思ふんですけども、今小渕政権はおやりくださ
るという話でございますから、その辺は期待して
お待ちしたいなと思うんです。

ついでに証券税制の話をしていいですか。

○塩田委員 結構です。

紺谷参考人に統いてお願い申し上げます。

地域の金融。現在、都市の大銀行を中心にして、
中小企業者から貸し借りその他の苦情を聞くわけ
です。案外今喜ばれておりますのは、地域の信用
金庫等、いわゆる地方金融、案外我々の周辺では
この評判がいいんです。一方、地域で集められた
貯蓄が中央に集められて、地域には返つてこな
いという意見もありますね。郵便貯金等も含めま
してそうですが、そういう地方金融の問題。

そして、これから起り得る、あるいは起こつ
てはならないことだと思いますが、ペイオフのこ
とですね。これによって預金がシフトするとい
うことも考えられて、喜ばれて機能を果たしてい
る地域金融の信金等が非常に影響を受けるんじや
ないか。この辺のことについてお伺いいたします。

○紺谷参考人 貸し借りにつきましては、先ほど
も申し上げましたけれども、緊急避難的措置とし
て政府が融資保証などをやりたいたいという
ことが随分きいたと思うのでござります。でも、
貸し借り対策というのは今後も定常的にやらな
きやいけないものだと思います。

つまり、緊急避難的な貸し借りではなくて、そこをぜひ見直
していただかなければなりません。

特に、先ほども申し上げましたけれども、中小
企業の事業基盤であるところの資産に対する相続
税というのが事業承継を難しくしているというこ
とがあるわけでござりますから、そこをぜひ見直
してください。

行が、金融機関がきちんとリスクを見きわめて貸
すというような行動をきちんとおとりいただける
かどうか、そういう意味での貸し借り対策という
のをきちんとやりたいたかないと思
うわけですね。

ペイオフについて申し上げますと、おつしやる
とおりに、ペイオフを実施するということで、預
金シフトというものは重大な懸念があるわけでござ
いまして、現にもう一部起つてゐるわけなんで
ござりますけれども、それは非常にまずいことと
いうんじやないですか。

どうしてかと申しますと、市場というのはしば
しばパニックを起こすんですよ。冷静に判断して
預金を移すというんじやなくて、ちょっとでも危
ないと思つたら、さつと逃げちゃうんですね。逃
げるコストというのは小さいですから、逃げちゃ
うんですよ。ところが、そうすることによって經
済全体が受けたダメージというのは非常に大きい
んですね。うわさ一つで農協がつぶれたというよ
うなこともござりますけれども、ペイオフとい
うのはそういう危険性があるものなんだということ
でございます。

実は、預金保険なんというのは七〇年代の初め
にできているんですけども、全然使わないよと
いう予定で、それで何の宣伝活動もしてこなかつ
たわけです。アメリカに行きますと、金融機関に
は、F D I Cに加盟しています、預金保険機構に
入つてはいますというのがちゃんと張つてあつたり
するわけでござりますけれども、日本ではいまだ
に、預金保険について余り知らないとか、一千万
円までしか預金が保証されないというようなこと
について十分に知られていない。中小企業の皆さ
んでも預存じない方が大勢おいでだというような
状況にあるわけですね。何でそんなに急いで入れ
なきやいけないのかということが非常にわかりにく
い感じなんでございます。

今、かわつて御議論されておりますのがPアン
ドAとかというようなものでございまして、要す
るに、銀行を破綻させて一千万円までということ

もいんだけれども、それ以前に事業を継承する、つまり金融業務を継承するんだということでありまして、いいところと悪いところを分けて事業を継承すれば借り手も預金者も守られるというような御議論をしているんですね。

PアンドAだ、PアンドAだ、海外ではそれをやっているんだという話なんでございますけれども、でもPアンドAというと何かとも新しいもののように聞こえますけれども、では、長銀を住友信託に合併させようという、あれはPアンドAじゃなかつたんですね。先ほど、委員のお一人が、片仮名を使えばいいのか、アルファベットを使えばいいのかとおつしやいましたけれども、まさしくそれでございまして、PアンドAというと何か非常に特別な新しいことをやるよう見えますけれども、金融機関をどこかに引き継いでもらって預金者と借り手を守る、そういう方策は從来政府がおとりになってきた、やろうとしてきたことなんだ、それが一番コストが少ないと今金融学者はおつしやっているんです。

では、どうして長銀を住友信託と合併させるのをあんなに邪魔したのかということですよ。ある時点でおつしやいましたが、今やもう既に四兆五千億かかってしまって、今後五兆円を超えるのは必至だと言われているわけですね。その責任はどなたかおとりくださるのかと感じなんでございます。

そういうペイオフの問題といふのも、借り手の問題、一千万円までしかといふことになりますと、中小企業は非常に困っちゃうわけです。だつて、中小企業は、今銀行から借りようとする、預金してくださいと言われちゃうわけですよ。定期預金をこつちに移してください、あそこの何々組合に入っているものをうちへ移してくれませんかと言われちゃうわけですね。つまり、一ヵ所にまとめないと融資を受けられないというような状況になつているときには、一千万円までじや困つちやうわけですよ。

そういう中小企業が資金を動かせなくなるという状況が今生まれようとしているわけございませんして、そういうことへの配慮というのが全然ないんですね。何で今急いでペイオフをやらなきやいけないのかといふことを、私は全くわからないんです。

○塩田委員 時間がありませんので、上野参考人それから佐伯参考人に簡単にお答え願いたいと思います。

技術開発に関して、特許の関係、これでいろいろ問題が起つてあるかと思うんですが、それについての御意見を一言ずつお願ひします。それで終わります。

○佐伯参考人 企業にとって特許、工業所有権といふのは非常に重要なことでございまして、研究開発というのは時間と金がかなりかかる。特許をとつたから必ずしも全部本当にヒットするかどうか、これは多少確率の問題があると思います。例えば十で一つ当たるか、二十で一つかわかりませんけれども、いずれにせよ特許は非常に重要である。

そのための行動、SBI-Rとかいろいろな技術支援法が盛り込まれておりますので、全国の中小企業がいろいろな意味でこういう開発に挑戦すればきっといい発明が出てくるんじゃないかということで、ぜひこの法律の中の技術支援とということを有効に運用していただきたい、さように思いますが。

○上野参考人 中小企業にとっての特許の問題でございます。

私どもも、自社で特許の申請もしてございます。しかし、費用が一件当たり三十五万円とか四十万円ぐらいかかるんですね。出したいためには多国籍企業として海外へ出していく中でもあります。

一方では、そのやり方が、これは野村総研のエコノミストの方がトヨタの研究をされたレポートの中でもあります。自分が、そういう悪循環を深めて、結果が、御指摘された世界最適調達という、結果としてそういうことになつてしまつて、ではそういった中小企業をどうすればいいのか。

結果として、大田区へ行きましたが、西の東大阪へ行つても、基礎的技術の集積地では本当に物づくりをやつてきたところが次々とつぶれていつて、ネットワークを組んで仕事をしておつたその

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝でございます。きょうは、四人の参考人の皆さんには大変御苦労までござります。

○中山委員長 吉井英勝君。

最初に、清成参考人に伺いたいというふうに思います。

今、中小企業基本法の改正といふこの問題を考えていくときに、やはり私は、現実に中小企業が置かれているこの現状から出発して、その抱えてる問題を、当面の緊急対策として解決していくべき問題と、もう一つやはり、中長期的に見てどうしていくのかという、そういう基本的な観点が大変事かというふうに思っています。

この点では、今日深刻な不況に置かれている、特に中小企業が苦しんでいる中には、一つは、九年〇年代不況の中でも特に最近の消費不況の影響。

それから、今まで親企業であったところがどんどん海外へ出て多国籍企業化してしまつて、これで産業空洞化が起つてくる、下請は切り捨てられてくるという問題。それから、商業の分野では、大型店が郊外へ進出したり、市の中心部から撤退してしまつたりとか、そういうさまざま問題が出てきて本当に非常に厳しい状況に置かれている。ここをどう打開していくのか、そういうところに置かれている中小企業を丸ごとどう支援し発展させていくのかといふことが私は非常に大事じゃないかと考えているんです。

そのことに関連して、実は「信用金庫」九九年七月号、最近のものに、清成参考人が「中小企業政策の抜本的改革について」というのをお書きになりました中で、「最近では創業率が低下しているが、それはとくに製造業と卸・小売業において著しい。生産機能の海外シフト、大手小売業による「開発輸入」などの影響が強いのである。まさに世界最適調達の結果であるといえよう。」こういう指摘をしておられます。

実際、この点で少し簡潔に見てみると、日本の最適調達という分野についていきますと、自動車、電機を中心とする輸出上位三十社で日本の総輸出額の五〇%を今占めています。この間ずっとそういう比率で来ております。

これは、戦後、輸出競争力をつけるということで、下請の近代化とか、上の方からのそういう高精度化、近代化もやってきて、そういう中小企業政策を進めてきたこともあります。輸出競争力をどんどんつけて、そしてどんどん貿易をした。そうすると円高になりますと当然、人件費コストが相対的に上がつてしまりますから、中小企業は大変厳しい状況にさらにおかれます。

そこで、大企業の方は円高でも輸出できることで、さらなる下請単価の切り下げを求めてくるとか、過密労働なんかも進みましたが、そういうふうにしてやはり中小企業の経営が非常に困難になつてきたというのが一方であります。

一方では、そのやり方が、これは野村総研のエコノミストの方がトヨタの研究をされたレポートの中でもあります。自分が、そういう悪循環を深めて、結果が、御指摘された世界最適調達という、結果としてそういうことになつてしまつて、ではそういった中小企業をどうすればいいのか。

結果として、大田区へ行きましたが、西の東大阪へ行つても、基礎的技術の集積地では本当に物づくりをやつてきたところが次々とつぶれていつて、ネットワークを組んで仕事をしておつたその

ネットワークが崩れてくるという厳しい状況にあるのですから、私はそういう点では、やはり格差の是正とか不利の補正という問題、中小企業基本法の前文や第一条の政策目標に掲げていた問題というのは、今日的な時点での光を当てたものにやはり考えていかないわけないのじゃないか。ぱつぱつ前文を削除し第一条を切り捨てればいいというものじゃないと思うんですが、この点について清成参考人のお考えというもの伺っておきたい。

私は、むしろ下請二法など強化する、今日的な意味でのルールを強化するということが大事じゃないかと思うんですが、この点、清成参考人、いかがでしょうか。

○清成参考人　今の世界最適調達ということでありますけれども、これは九〇年代に入ってから急速に広がったと言つてもいいと思うんですね。

八〇年代の円高の時点から無論スタートしてゐるわけでありますけれども、九〇年代にやはり社会主義の解体、変質ということで市場経済が地球規模に広がったということ、それから、発展途上国はテークオフということが一齊に進んだということ、こういったことで、東欧でありますとか中国でありますとか、あるいはベトナムでありますとか中南米ですね、こういった国々でコストに応じて生産をするというのが広がった結果であつて、そういう現象に対応していったのがこの大企業の結果としての合同だったというように思つております。したがつて、これはある意味ではやむを得ないことであつたわけですね。こういう現象と先ほどの基礎技術の強化というものが実は密接に絡んでいるというのは、御指摘のとおりであるうござんなアソブションがそこにあつて、基礎技術が自己形成的にでき上がつていていたということがかつてあつたわけですね。それが、交通手段の発達でありますとか通信手段の発達で広がつてしまつた。例えば東京三百キロ圏に広がつて、地域内の

分業が地域間分業になつてしまつて、それがついには国際分業になつてしまつて、大田区でありますとか東大阪が自己完結性をなくしてしまつたという事から、必要な技術まで消えてしまうという事から、大問題が実は起つていています。こうした現象は、実はアメリカにおいてもドイツにおいても起つていて、ありますけれども、も、自力でこれを回復する仕組みづくりに成功した国というのは、先進国、どこにもないんですね。これが非常にこの問題の解決の難しさを示していると思うんです。

基盤技術、これは熟練によるわけでありますけれども、ブルーカラー志向というのが若者の中から消えていつてしまつて、ホワイトカラー志向にもうなつてしまつて、したがつて、町工場に入るよりも旅行代理店に入った方がいいといった選択をするような世の中になってしまった。それから、無論では基盤技術が大事だと言つても、自分の息子が工業高校に入ると言つたら、大方の親は反対するんですね。現に今、関東地方では、高校のランクづけが普農商工と言われるわけですね、普通高校が一番上で工業高校が一番下だといったような。こういう風潮の中で実は起こつてしまつて、

○吉井委員　やむを得ない、難しいというお話を

なつてしまつますと先の展望が出てこないので、問題は、やむを得ないという自然現象じやなくて、産業の内容とかさまざま歴史的に変化するのは当たり前のことですが、その過程で、野村総研のエコノミストの方なんかが分析されたように、やはり悪循環に入つていた問題。

そういうときに、下請には、本当に異常円高のお聞きになつたと思いますが、例えば浜松へ行ったら、自動車関係の単価、半値の八掛け二割引きでしたからね。そういうふうなコストダウンをやって、輸出競争力をまたつけてどんどんやつて、円高をさらに激しくする。

このやり方じゃだめだということについては、実は、亡くなられたソニーの盛田さんにとって、日本型経営が危ないという中でやはり批判をしておられました。私は、長野のセイコーエプソンの社長さんとお会いしてお話ししたときにも、プリンター市場の九七%ぐらいは日本の企業が世界のシェアを占めているんだ、その日本企業同士の競争でコストダウン、コストダウンというのでみずから円高を招いて海外へと、これは技術開発力を失つてしまつという心配を語つておられました。

やはり私はそういうときには、これまで基本法の中で前文があり政策目標があつて、その中で下請取引の問題についても第十八条できちっと決めています。ただ決めたからうまくいくんじゃなくて、たぶん上げましてもノーアイデアなのですけれども、例えばドイツなんかでも、マイスター制度や何かを

すから、ドイツも早晚壊れていくだろう。

日本が辛うじて今残っているということであるのですが、では先進国にない仕組みをどうつくるのか、これが今的確な回答が出ていないというの

が現状ではないかというよう思つております。

無論、問題が重要でありますから、こういう問題の検討はやつておりますけれども、なかなか難しいなというふうに考へておられるのが実感でございま

す。時間が関係もありますので、紹介参考人の方にも伺つておきたいのですが、市場競争という中にあっても、それが多国籍企業化してみずから国としては破綻を招く、企業としては多国籍企業でうまくいくかもしれません、やはり国としてそこにルートを考えないならば、中小企業といふのは多くは地域経済を支えているわけですし、そこが衰退してしまつたときには、結局国の経済そのものも深刻な事態を招くわけです。私は、この点では、地場産業とか伝統産業とかさつきの基盤的技術の集積地の問題、あるいは大型店の進出による地域の崩壊、こういうものに対する、地域経済の発展を支える中小企業政策としてどういうことが期待されるのか、先ほどの問題もあわせてお考えをお聞かせいただければと思います。

○紹介参考人　今、清成参考人から御説明がありましたように、非常に中小企業支援というのは難しい部分が多くあると思うのですね。現在において考えなくてはいけないところは、短期的な緊急避難措置と中長期的な施策というのをきつちり分けておくということだらうと思うのです。

恐慌の懸念まであったということでありまして、七十点とか七十五点の企業までどんどん破綻していくという状況は何としても食い止めなくてはいけないわけですから、融資保証で合格ラインを通常までは下げることはできなかつたのですけれども、八十点までいっていたものを七十点まで下げていただいたというようなことがあつたかと思ひます。そういうことを今現在はきつちりおかり思ひます。そういうことを今まで下げる

やうに思ひます。そういうことを語つておられました。やはり私はそういうときには、まだ全然その必要性を失つてないと思うわけですね。それが一つでございま

す。

中長期的には、本当に難しくて私は正直に申し上げましてノーアイデアなのですけれども、例え

ばドイツなんかでも、マイスター制度や何かを

見習いのところが今どんどん減少しています。でもやアメリカは、基礎技術をなくしたために、工作機械をつくれなくなつてしまつて、それで、そのうちの半分が精密機械加工なんですね。そういうところで使つて、加工業ですね、いわゆる町工場というのが一千社ぐらいあります。それで、そのうちの半分が

テク関連企業が大体八千社ござります。その中で、加工業ですね、いわゆる町工場というのが一千社ぐらいあります。それで、そのうちの半分が

工作機械をつくれなくなつてしまつて、それで、そのうちの半分が精密機械加工なんですね。そういうところで使つて、ただ決めたからうまくいくんじゃなくて、たぶん上げましてもノーアイデアなのですけれども、例え

ばドイツなんかでも、マイスター制度や何かを

とつて技能者育成ということを努力していくても、もうまいかないわけですね。おっしゃるとおり、従来型の産業で、日本は金型なんか非常に強いと言われているわけでございます。ですから、精密な金型を手早くつくるという技能は日本は世界一、二ということなんだそうで、しかもそれが非常に堅牢で狂いが少なくてということが製造業の強さにつながっておりまして、そういう日本の製造業の強さを中小企業の技能者が支えてきていたる、そういう側面は非常に強いわけですね。だから、何とかその継承ということをやりたいわけなんですが、どうしたらいいのかというと、本当に難しいと思います。

一生懸命考へているのですけれども、なかなかアイデアが浮かんでこないのでございますけれども、ただ思ひますのは、中小企業というのは結構立ち上がりがてきているんですね。今回それが逆になつちやつたということは、これだけ長い不況でしたとかなんだということです。

従来は、実は景気回復の局面では、中小企業から立ちはだかっています。中小企業が一番回復が遅ったということとか、資産デフレその他、貸し渋りとか、中小企業の首を絞めるようなことが多々あつたのですから、中小企業が生き残るために、やがてこのを強化して、そして、下請けを起しころが簡単に圧倒的な力の差で非常に不利な条件を押しつけられる、しかしそれは、大企業はうまくいくかも知れないけれども、その結果として、輸出競争力は回復してもまた貿易摩擦を起こしたり円高に振れるという問題があつたわけですから、やはりそういう点では、不利の補正といふことをきちっと社会のルールとしておくべきではないのですが、不利の補正ということで、大阪弘容が、大きい方が小さい方に統合されちゃって、そしてリストラですから、地域を回れなくなつてしまします。やはり、そういうことを食いとめないと、小規模事業を本当に支えることはできないんじゃないかな。

同時に、格差は現実に続いているということは既に通座統計などでもはつきりしているわけです

○清成参考人 私は、中小企業を丸ごと救済して

中小企業府長官鰐川虎三さんなんですね。長官時代にこういうことを言っておられるんですね。今、金融難である、金融難は経営難である、経営難の

こと

これが第四類型というは、現代の技術水準に到達できない、廃業待ちというのがあるわけですね。

こういうように、中小企業というのはこの四つ

の類型があるだろう。第一類型は、ある意味ではほうつておいてもよいんですね、優等生ですか

ら。しかし、そうはいつても、リスクマネー等で問題があれば、その供給は円滑化した方がいいだ

ろうというわけですね。第二類型についても、税制等いろいろ問題があろうかと思うんですね。問題は、多数派の第三類型の中です。努力して第二類

型に上がつていこうという、このところを底上げするのが一番重要じゃないかというように考え

るのバブル崩壊の懸念とか、いろいろな懸念要素は大きいわけでございまして、ヨーロッパ経済が随分回復してきたというようなことがきょうのニュースにもなつておりますけれども、でも、ヨーロッパもアジアも日本も、アメリカが破綻いたしますと、あつという間に逆戻りという状況にあるわけでございます。

ですから、ここできちんと安全圈まで日本経済を連れていくということが、目先そういう無用な中小企業の破綻を防ぐという意味でも重要な施策であろうかなと思つております。

○吉井委員 もう一度、清成参考人と紺谷参考人にお伺いしておきたいと思います。

清成参考人の方には先ほどまだお答えいただけていないのですが、不利の補正ということで、下請の二法など、やはりこれを強化して、そして、下請で来たところが簡単に圧倒的な力の差で非常に不利な条件を押しつけられる、しかしそれは、大企業はうまくいくかも知れないけれども、その結果として、輸出競争力は回復してもまた貿易摩擦を起こしたり円高に振れるという問題があつたわけですから、やはりそういう点では、不利の補正といふことをきちっと社会のルールとしておくべきではないかと、残念ながら、大阪でありますと大阪弘容が、大きい方が小さい方に統合されちゃって、そしてリストラですから、地域を回れなくなつてしまします。やはり、そういうことを食いとめないと、小規模事業を本当に支えることはできないんじゃないかな。

この点だけ伺つて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○清成参考人 私は、中小企業を丸ごと救済していくことが必要だと全く考えておりません。それは、やはり市場経済というのは優劣劣敗を決める仕組みであるわけですね。

私が大変印象的につつておりますのは、初代の中小企業府長官鰐川虎三さんなんですね。長官時代にこういうことを言っておられるんですね。今、金融難である、金融難は経営難である、経営難の中には中小企業者の経営能力に問題がある場合が多いんだということを言つておられるんですね。そういうことは、そういう中小企業は救つてもむだではないかと思うのですね。これが二つ目です。

あわせてもう一点は、OECDでは、ベンチャーや中小企業に特化する支援とすると、これはそのほかが切り捨てるといふことになりますから、中止予算をふやしてすべてを対象とした支援策を強化する、ここが中小企業対策では大事なところじゃないかと思うのですね。雇用と

軽井沢セミナーで同友会でそういう議論が出たとお話しなんですが、とんでもないことでございます。今は、多少景気はよくなり始めておりますけれども、薬を飲んで小康状態ということありますね。それから、急速な円高の懸念とか、アメリカほど紺谷さんのおっしゃった、要するに小規模の

ところにもつと目を向けたということかと思うのですが、中小企業を大中小いろいろあります。そこを視野に入れた支援策というのが基本法といふことを考えていくときに大事じゃないか、これが清成参考人にお伺いしたいところです。

もう一点、最後に紺谷参考人の方には、やはり社会のルールという点では、欧米では経済的規制と社会的規制を組み合わせているわけですね。これは大型店問題なんかでもそうですが、それがやはり必要なんじゃないかという点がその一つなんですね。やはり、そういうことを食べとめないと、小規模事業を本当に支えることはできないんじゃないかな。

この点だけ伺つて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○清成参考人 私は、中小企業を丸ごと救済していくことが必要だと全く考えておりません。それは、やはり市場経済というのは優劣劣敗を決める仕組みであるわけですね。

私が大変印象的につつておりますのは、初代の中小企業府長官鰐川虎三さんなんですね。長官時代にこういうことを言っておられるんですね。今、金融難である、金融難は経営難である、経営難の中には中小企業者の経営能力に問題がある場合が多いんだということを言つておられるんですね。それは、やはり市場経済というのは優劣劣敗を決める仕組みであるわけですね。

あわせてもう一点は、OECDでは、ベンチャーや中小企業に特化する支援とすると、これはそのほかが切り捨てるといふことになりますから、中止予算をふやしてすべてを対象とした支援策を強化する、ここが中小企業対策では大事なところじゃないかと思うのですね。雇用と

つまり、企業の社会といふのは義務教育と違

うんですね。したがつて、丸ごとといふのは、これ

は私どもはあり得ないし、世界じゅう、先進諸国、

どこの国の中小企業政策を見ても、丸ごと救うと

いうような発想はまずない、これをちょっと申

すが清成参考人にお伺いしたいところです。

もう一点、最後に紺谷参考人の方には、やはり

それから、私どもが中小企業政策研究会で議論

した際に、例えば製造業については大体四類型ぐ

らいを考えたんですね。

まず第一類型は、自社製品を研究開発によつて

どんどん開発できるような企業。言つてみれば、

ベンチャー型の企業と言つてもいいわけがありま

すけれども。

それから第二類型は、非常に高度の加工技術を

持つてゐる。例えばきょうの上野参考人の企業な

んかそうなんですが、提案型であつて、大企業よ

りも技術水準が高いといふことなんですね。

それから第三類型といふのは、大企業から図面

を貸与されて加工をする。だから提案型ではない

わけですね。これが実は多数派なんですね。そ

のところの力が強いというのが日本の特徴なん

ですね。したがつて、価格とか品質面で、第三類型

というのは多数派であるがゆえに非常にばらつく

んですね。したがつて、第二類型に近いものからそうではないも

のまで。

それから第四類型といふのは、現代の技術水準

に到達できない、廃業待ちというのがあるわけ

ですね。

こういうようすに、中小企業といふのはこの四つ

の類型があるだろう。第一類型は、ある意味では

ほうつておいてもよいんですね、優等生ですか

ら。しかし、そうはいつても、リスクマネー等で

問題があれば、その供給は円滑化した方がいいだ

ろうというわけですね。第二類型についても、税

制等いろいろ問題があろうかと思うんですね。問

題は、多数派の第三類型の中で、努力して第二類

型に上がつていこうという、このところを底

上げるのが一番重要じゃないかというように考え

ているわけですね。

第四類型まで救おうというのは、これは政策的にはちょっと無理だろう。つまり、これをやりますと、納税者とかあるいは消費者に迷惑になると、いうことがあるわけですね。したがって、供給サイドからばかり考えますとこれを救うべきだという考え方がありますけれども、逆に消費者サイドから考えた場合には、もう競争力がなくなつたものを残すというのは非常に迷惑だ、やはりこういうことにもなつてくるだろうと思うんですね。

しかし、先ほどから私が言つておりますように、中小企業政策というのはあくまでも経済政策の一環でありますけれども、全体政策という視点から見たら、やはりセーフティーネット、特に社会的セーフティーネットというのを用意する必要があるだろう。結局、そちら側で救っていくべき問題ではないかというよう考へる次第でござります。

○中山委員長 参考人に申し上げます。

時間が過ぎておりますので、できるだけ簡潔にお願いいたします。

○総合参考人 一番時間を食つている人間でございますので、手短にということなんぞござりますけれども、今清成参考人がおつしやつたとおりだと思うんですね。全部助けるといふことは不可能でございます。ただ、例えば、アメリカや何かで中小企業が破綻いたしまつたりしたときに、車は残してあげるとか、そういう最低限の生活に必要なものというものは残すわけですよ、車がなかったら食べていけないと、うなづいていますから。そういうことが一つございまます。

それから、不当な破綻というのが日本の場合は残念ながら多々見られるわけでございまして、大企業の力に物を言わせた、中小企業をたたきつぶすようなところがあるわけでござりますから、その辺についてはぜひ御配慮いただきたいと思うんですが、今回の基本法の改正でも、例えば取引の適正化ということは相変わらず残つて、御努力い

ただけるようでございます。

それから、国が中小企業に発注していくといふこと、二十一世紀に向けての、いわゆる今まで実させていただけばよろしいのではないかなど、いふことあります。そこで、第四分類まで私は、大事なことは意欲という面で、私どもが、山国で土地もなく非常に厳しいところでありますから、そこで生きていくためには勉強しなければだめだ。それと同時に、農業も相当全国的に進んでいますし、また外国との、グローバルという面では、日本の輸出の大宗をなした生糸や、それから今日本のセイコーエプソンや富士通に見られるようないわゆる精密産業からハイテク産業と、いうものにはどういうものが考えられるか、また、それが新たなハンバーガーとかある、あるいは見られるような全く新しい生活様式にかかわる時代的な要請にこたえるという面で、そういう意味での補完的、補完的というよりは今までの産業にかわるべき新しい要素も持つてゐるわけですから、非常に重要な面で、そういう意味での補完的、補完的というよりは今までの産業にかわるべき新しい要素も持つてゐるわけです。

私は、実は生まれが山国でございまして、信州、長野県の安曇野というところです。その中で、別に大学を出たわけでもないし、また百姓一本で実は参つておりますが、私なりに、やはり周囲のいろいろの時代的な変化といふものは敏感に感じておりますし、毎日非常に、そういう意味では今日の混迷といふもの早く脱却しなければ本当の意欲がなくなるのではないかというふうに感じております。

さようの主題になつておりますベンチャーキャンペーンとしても、やはり意欲があつてこそ初めて成り立つわけでございます。

古い今までの経営というものの中での、または時代に対抗できないような弱者、そういう形で企業数が減つてゐるということは事実でございますし、これは既に町の中でシャッターがおれる小さな零細企業もござります。

二十一世紀は企業にとって発展する要素は余り化もあるし、またいわゆる地球温暖化等を見られるような環境問題もござります。それから、今問題になつてゐる点は、国家財政は、どんどん今資金を出していますが、実は六百兆以上の世界にきくあるというふうに私は思つております。

そのこの審議の過程で問題になつたことを、早く政府の具体的な予算づけをひとつ発表してくれと。そのことは実は昨晚ございまして、けさの新聞に

細かいものが出ております。その中で問題になつ

ている点は、やはりベンチャー企業を十四万から二十四万にする、十万ふやすという計画。それに、ベンチャー企業だけが大きくクローズアップしておるものですから、おれたちはやはり切り捨てられるのだなという心配を持つてゐることは本当に事実なんです、私は地域を歩いてみて、そんなことを含めて、教育の問題をどのようにこれをだれが払つていくか、そこに問題点が大

皆さんも、企業も含めての合意形成というものを活発化するような方策はとられないかどうかといふことをお尋ねしたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、お願いします。

○清成参考人 最初の御質問でござりますけれども、二十一世紀に新しい雇用を生む産業というふとでござりますけれども、私は一つは、やはり先端技術の分野、特に情報通信技術、それからバイオテクノロジーというのが新しい分野を切り開くだろう。特に情報通信の場合には、SOHO等を含めて、中小企業あるいは小規模企業に大変大きなビジネスチャンスをつくるだろうというよう考えております。

もう一つ重要な分野というのは、私は問題解決型が重要だというふうに言つておるんですが、二十世紀の重化学工業化の過程でつくり出された問題というのはいろいろあるわけであります。その最たるもののが環境問題だらうと思うんですね。そういう意味では、地球環境問題、環境関連技術といふものの開発が重要でしようし、環境関連産業というのが相当大きな産業になるだらう。これは昔の公害防止産業と若干違うわけですね、若干とせんけれども。結局、この循環型社会をどう形成していくかということに向けた技術開発とかいろいろな仕組みが重要な問題になつてくる。

それからもう一つが、少子・高齢化の進展で福祉需要が膨大に出てくる。これが的確に進められるとどうかという問題ですね。介護保険についても、民間企業が参入してくる。しかし、これは地域レベルの産業ですから、やはりほとんど中小企業だらうというように考えられるわけですね。非営利組織まで含めて、福祉関連というのも膨大な需要をつくつていく産業分野だらうというように思つております。

それから、もう一つの教育問題でありますけれども、最近私どもの大学にいろいろ産業界からの声が入つてくるんですが、一番重要なのが、銀行とか証券に勤めている三十代の社員、こういう人たちが、銀行の将来が非常にはつきりしない、にわかわらず給料は削減され、仕事は忙しくなつてくる、先の見込みがないということで、転身したい、三十代ならやり直しができるから、こういうのがすごく多いんですね。今一齊に、東京都内でも、各大学が学部とか大学院あるいはエクステンションスクール等で対応しようとしているのは、一つはそのところですね。

それから、もう一つ重要なのは中高年、特に団塊の世代、五十年代の方々です。この人たちのリカレン特教育というのがこれも非常に重要なつていうわけですね。大企業とか銀行にいた方がすぐ中堅企業とか中小企業に移るというのは、カルチャーやが違いますから非常に難いんですね。そこで、一回、教育機関で再訓練を引き受け、そして中堅、中小の方に移つていただくようになります。私は非常に重要なつていうふうに思つております。

○北沢委員 雇用をどの分野で創設をしていくかという面で、先生の貴重な御意見をありがたく承つておきます。

次に、紺谷先生にお願いしたいんですが、私ども、公的資金を銀行に投入して銀行の金融不安というものをなくするということで取り組んでまいりました。その結果としての最近の商工ローンにおけるああいうような状況といふものは、金融というものは経済の血液だと私は思つんですね、血液がどこかで滞るとその階層はつぶれるわけであります。そういう面で、銀行の使命といふものを、社会的責任といふものを私どもは公的資金という形で実は取り組んだ状況でありますし、また、今回の、昨晩もそういう面での発想も予算化されるようなことが発表されております。

先ほど先生からお話ございました、商工ローンで金利といふものを抑制すべきではないという

ことは、高利というのは、実は月利、月に四分かれ、中にはトイチというのが私どもの近辺でござります、十日間に一割という。これで成り立つ企業は、私はないんじゃないかなと。また、法定金利はたしか三段階に分けて最高は一五%でござりますが、やはり四%という高金利を許すような形では、成り立たないものが存在するということは、取り扱いばかりではなくてやはり金利も実質的に下げて、そして成り立つよう適正な、適正という言葉を申し上げますし、また、金利には多様化もあつていいと私は思います。

ある面では必要悪という表現になるとすると、若干の金利の問題は当面はあれですが、基本的にこれはこのような状況になつたのは貸し渋りなんですね。だから、貸し渋りについて公的資金を、保証をもつと出すということが今回の予算化されている面だらうというふうに思います。

そんなことを含めて、今回の日米問題を含めて金利についてはどのようにお考えになられてるのか。また、先ほど私も申し上げるような金利の月利四分だとそういう問題は直すようなことを考えるべきじゃないかと思つますが、そこら辺を含めて先生の御意見をお伺いいたしたいと思います。

○紺谷参考人 不当な高金利でもよろしいといふようなことは決して申し上げておりませんで、適正な金利とということなんですね。

うんと短いほんの数日とか数週間といふと年利レバールでやりますと、コスト、採算割れになつちやうわけですよ。そうすると、貸してもられないですね。そういうことこそシステム金融とか非常にだめな悪い金融の方に追いやられるといふ部分がありますから、適正な金利といふことはあくまで大事だと思うんですね、だけれども、そういう短期の金融でもきちんとコストがとれる程度の措置は今だつて多少、最低十五日分は取つていいといふようなことは決められているそうなんですねけれども、そういうことは今後も必要ではないかというだけのことです。

そういう中で、例えば幾つかの大銀行が、中小企業金融をきちんと行わないどころか、一方で商工ローンなんかに物すごくお金を貸してやつたという現実が明らかになつてゐるわけでございまし

ていて、それで、中小企業に貸してそのリスクに見合った金利をちょうどできる、リスクに見合った金利を受け取つているということが銀行破綻を防ぐ根本的な一番大事なことなんですね。そこをやらなければ自己資本を縛るというのとはとてもおかしいことでございます。あくまで適正金利といふことなんですね。

金融の役割というのが非常に大事だ、おっしゃるおおりでございます。金融は血液を送つている心臓部でございまして、どんなに頭が若くたつて、筋肉が丈夫でも、心臓がとまつたらおしまいだよということもなんでございまして、公的資金を投入してまで金融機関を救つたということは、心臓を守つたということなんです。銀行がかかるからやつたわけでも何でもなくして、銀行を守らなかつたらば中小企業は守れない、借り手が守れない、日本経済が守れないという、ただただそれがけのことなんですね。

日本にはお金が十分あるにもかかわらず、なぜ貸し渋りが起きたかといいますと、銀行機能が衰えたからなんですね。

預金をして、その預金が人に貸されて、受け取つた先がすぐ使わなかつたらまた預金してくれ、それをまた別の人に貸すといふようなことでお金を取り戻させているのが銀行の信用創造機能といふものであります。池の噴水のポンプと全く同じなんですね。一定量のお水しかなくたつて一日じゅうでも一年じゅうでも噴水が噴き上がるといふのは、一たん噴き上げた水をまた還流しているといふことなんですね。そのポンプのパイプの目詰まりといふことが貸し倒れ、不良債権問題。貸した先から戻つてこないといふことですから、そのパイプの目詰まりを公的資金で直してやつた

て、これはもう厳しく取り締まつていただくといふことではないといけないと思うんですね。

そういう財政支援というのは今必要なんですか。けれども、ちょっとお話をありました財政赤字の問題というのもあるんですが、貿易黒字が継続している日本で、財政赤字が緊急、深刻であるわけがないんですよ。

だつて、言つてみたら、奥様のやりくりはとても下手で、家計費は赤字で、あなた、また今月も赤字になつちやつたわ。国債発行してもいいといふような状況でありましても、御主人様は荒稼ぎをしていて、ほかの国に、ほかのおうちに幾らでもお金を貸してあげていて、おまえひとりで荒稼ぎしてするいよと言われるようなおうちと同じというのが日本でございます。確かに政府の借金は膨大でござりますけれども、奥様は御主人から借りているだけ、日本の国債は国民が持つてているだけということでありまして、国民と政府の話し合いで済む問題なんですね。

ですから、今みたいな緊急事態のときに、家計費が赤字だから病気でも薬も出さないとお医者さんも呼ばないとか、そういうことは非常におかしいわけでございまして、経済学者の皆さんは、市場メカニズムを重視する一方で、政府の役割ということを非常に軽視しているんですね。だけれども、例えれば、日銀の財務の健全性が損なわれるとか、財政の健全性が損なわれるといううんすけれども、家族が大病を病んでお子さんも御主人様も寝込んでいるというときに、私までうつたら一大事といつてお母さんが近づかないというような状況でいいのかどうかということですよ。政府はやるべきことをきちんとやらなきゃいけないんでございますけれども、財政赤字といふことを盾にとつて不況の最中に増税したりとか、そういうことをしたのが今日の問題でございますから、余りにも財政赤字にこだわつて必要な施策ま

で我慢する必要はないということです。

○北沢委員 大変ありがとうございました。

最後に一つだけお願ひしたいことは、先ほど、アメリカでは倒産した皆さんに自動車を残すといふお話を、私は初めて聞きまして、感心をいたしました。日本のあらゆる企業が今大変な状況で、毎日営業していても損をしてやつている方、赤字がふえている方があります。そういう皆さんには、かつては機械の機械が非常に多いときに、国が機械の機械を買って、そしてそういうものを破壊して企業を守つたということがございますが、そこ辺を含めて、そこまで細かな施策といいますか、後向きの資金についても、やはり生きていいくための手段というものをもつときめ細かに政策なり社会が考えていくべきだという意味で、先生の御意見は貴重な意見だというふうに考えております。

そのこともこれから政治の分野で生かして、やはり日本の産業の転換を、近代化をし、合うような形に改むべきではないか、ということも痛感をいたしましたので、貴重な御意見として承つておきました。ありがとうございます。

○中山委員長 これにて参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の皆様方には、長時間にわたりまして貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして心から感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

した。(拍手)

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

第一類第九号

商工委員會議錄第四号

平成十一年十一月十一日

二四

平成十一年十一月二十九日印刷

平成十一年十一月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局